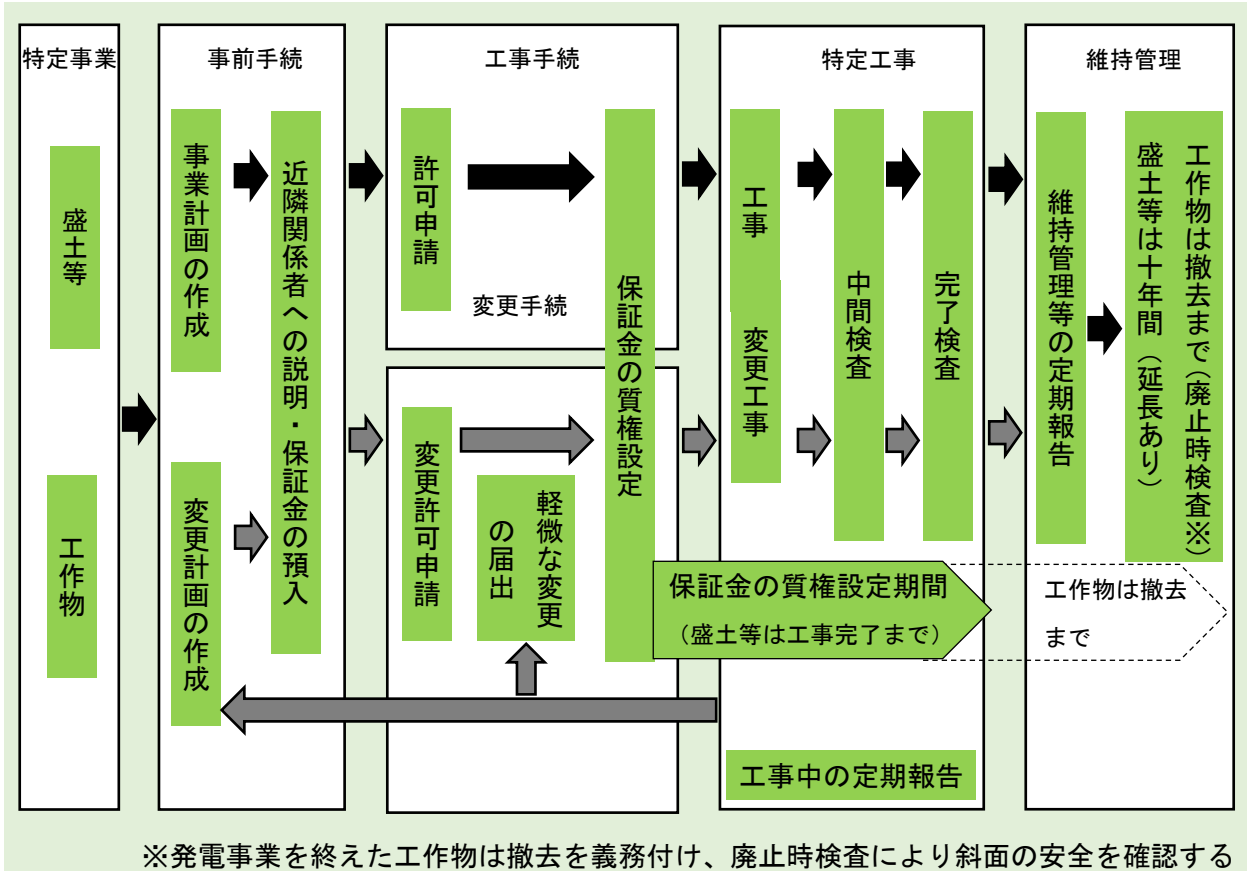


第2章 盛土等及び斜面地の工作物の許可制度（条例第6条～第21条）

＜特定事業の手続き＞



2. 1 近隣関係者への説明（条例第6条、規則第5条）

○特定事業を実施にあたっては、許可（変更許可）申請を行う前に、事業計画の内容について、近隣関係者に説明を行うこと。

＜条例＞

（近隣関係者への説明）

第6条 事業者は、次に掲げる申請を行う前に、生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者（以下「近隣関係者」という。）に対し、実施しようとする特定事業に係る計画（以下「事業計画」という。）の内容について、説明会の開催その他の方法により説明を行わなければならない。

- (1) 次条第1項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可の申請
- (2) 第9条第1項の規定に基づく事業計画の変更に係る許可の申請

2 前項の説明を行うに当たっては、事業者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

＜規則＞

（近隣関係者の範囲）

第5条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域内の土地又は事業区域に隣接する土地（斜面地において特定事業を行う場合にあっては、事業区域からの水平距離が50メートルの範囲内の土地。次号において同じ。）の所有者、管理者、地上権又は賃借権を有する者
- (2) 事業区域内の土地又は事業区域に隣接する土地に存する建築物の所有者又は当該建物について使用貸借の権利若しくは賃借権を有する者
- (3) 地元自治会（事業区域又は事業区域からの水平距離が50メートルの範囲内の土地を含む）

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。)に所属する者
 (4) 前3号に掲げるもののほか、特定事業の実施により土砂災害の影響を受けるおそれがある区域に居住する者その他知事が別に定める者

解 説

- ◆特定事業の実施は、近隣関係者に様々な影響が及ぶことが考えられることから、事業者には許可(変更許可を含む。)申請を行う前に、近隣関係者の理解が得られるように、誠実かつ丁寧な住民説明を行うことを義務付けている。
- ◆「近隣関係者」の範囲は、以下の土地、建築物の所有者等及び地元自治会の住民としている。

近隣関係者	説明の対象となる者
土地の所有者等	・事業区域の土地、又は事業区域に隣接する土地(※)の所有者、地上権者、賃貸人
建築物の所有者等	・上記の土地(※)に建築された建築物の所有者、使用貸借人、賃貸人
地縁で形成された団体に属する住民	・事業区域又は事業区域の境界から水平距離50m以内の土地に係る地元自治会に所属する住民
特定事業の実施により土砂災害の影響を受けるおそれがある区域に居住する者その他知事が別に定める者	・「別に定める者」は、特定事業の区域において土砂災害が発生した場合に、被害が想定される区域に係る土地の所有者等及びその土地の建築物の所有者等、並びに当該土地における地元自治会に所属する住民 ・「被害が想定される区域」は、次に掲げる区域、又は当該区域に係る流域の区域 >災害危険区域 >地すべり防止区域 >急傾斜地崩壊危険区域 >土砂災害警戒区域

(※) 斜面地で行う特定事業の場合は、事業区域の境界からの水平距離が50m以内の土地

- ・斜面地における特定事業では、災害が発生した場合に被害が隣接地にも及ぶことが想定されるため、事業区域の境界から50mの範囲に土地や建築物を所有する者に対して説明を義務付けた。
- ・事業区域に近い土地に居住する住民は、事業計画の内容について、事業者から直接説明を聴き、更に事業者へ直接意見を伝える機会が必要であり、事業区域又は周辺の土地を含む地元自治会に所属する住民を説明の対象者に加えている。
- ◆住民への説明方法は、個別訪問(以下「個別説明」)、又は住民を集めた説明会の開催が考えられるが、自治会長及び関係市町村(以下「自治会長等」と相談し、理解が得られる方法により行う必要がある。
- ◆自治会に属する住民に対する説明は自治会毎に説明会を開催すること。説明の対象となる複数の自治会の同意が得られた場合は、自治会長等と協議の上、合同による説明会を開催してよい。
- ◆説明会の欠席者に対しては、改めて説明しなければならないが、自治会長等と相談した上で、郵送等による書面説明に替えることでもよい。
- ◆事業者は、近隣関係者の意見を真摯に受け止め、丁寧な対応が必要である。特に事業計画に反対意見があった場合でも、その意見を十分に聴き、納得が得られるように説明を行い、事業計画を適宜見直すなど、可能な限り努力することが必要である。
- ◆関係法令の手続きにおいて、近隣関係者への説明が義務付けられている場合は、一貫した説明を行うためにも、関係法令の担当部署と調整の上、同時に行うことが望ましい。

手 続 き

- ◆近隣関係者への説明は、実施記録を作成し、特定事業の許可（変更）申請に添付して提出する。
- ◆説明を行った近隣関係者の個人情報の取り扱いには十分注意すること。

1 実施記録の作成（規則別表第2の6の項）

実施記録の記載事項（参考様式1-8）	
1	説明した近隣関係者の氏名及び条例第6条各号のいずれに該当するかの別
2	説明の方法
3	説明の時期、場所その他の状況
4	特定事業に関する意見・要望と対応報告書

2 実施記録の添付書類

	添付書類	備考
1	説明を行った資料	
2	説明を行った近隣関係者が確認できる資料	住宅地図等

2. 2 特定事業の実施に係る許可（条例第7条、規則第6条～第9条）

- 事業者は、特定事業に係る工事の実施に当たり、技術基準への適合審査を受け、許可を得てから工事着手すること。
- 公共事業や条例と同等以上の技術審査を行う事業については、許可を要しない。
- 斜面の安全性に影響が生じない事業については、許可に変えて届出書の提出にしているが、条例に違反した場合は、勧告・命令・罰則の規定を適用する。

<条例>

（特定事業の実施に係る許可）

第7条 特定事業を実施しようとする事業者（新たな盛土等の施工又は特定工作物の設置その他の事由により、当該事業が特定事業に該当することとなった場合における当該事業者を含む。）は、特定工事に着手する前に、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定事業の実施については、この限りでない。

- （1） 災害復旧のために必要な応急措置として行う特定事業
- （2） 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う特定事業
- （3） その他規則で定める特定事業

2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画を記載した書類（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添付した許可申請書を知事に提出しなければならない。

3 事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1） 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- （2） 特定事業の実施予定日及び完了予定日
- （3） 事業区域の所在地及び面積
- （4） 特定事業の実施に係る工事費の総額
- （5） 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 第1項の規定にかかわらず、規則で定める特定事業を実施しようとする者は、特定工事に着手する前にその旨を知事に届け出なければならない。

<規則>

（国等の公共的団体）

第6条 条例第7条第1項第2号の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- （1） 西日本高速道路株式会社
- （2） 日本下水道事業団
- （3） 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- （4） 公益財団法人鳥取県建設技術センター
- （5） 公益財団法人鳥取県造林公社
- （6） 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき設立された土地開発公社
- （7） 前各号に掲げる公共的団体のほか、国又は地方公共団体がその基本財産たる財産の全部若しくは一部を拠出している法人又はその資本金その他これに準ずるものを出資している法人であって、特定事業を行うことに関し、技術基準を遵守する能力が国又は地方公共団体と同等以上であると知事が認める法人

（許可を要しない特定事業）

第7条 条例第7条第1項第3号の規則で定める特定事業は、次に掲げるものとする。

- （1） 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による採取計画の認可を受けた採石業者が当該認可に係る土地の区域（以下「採石認可区域」という。）において行う特定事業
- （2） 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による採取計画の認可を受けた砂利採取業者が当該認可に係る土地の区域（以下「砂利採取認可区域」という。）において行う特定事業

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の許可を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場に限る。）又は同法第15条第1項の許可を受けた者が設置する産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場に限る。）の設置に係る特定事業
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する確認済証の交付を受ける必要がある工作物並びに架空電線路用及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用の工作物の設置に係る特定事業
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた一般廃棄物処分業者がその事業の用に供する施設若しくは同法第14条第6項の許可を受けた産業廃棄物処分業者がその事業の用に供する施設又は同法第8条第1項の許可を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設若しくは同法第15条第1項の許可を受けた者が設置する産業廃棄物処理施設において、物理的又は化学的に形状又は性質を改良した土砂（以下「改良土砂」という。）を用いて当該施設の区域において行う特定事業
- (6) 森林の施業及び管理又は営農その他これらに類する事業（当該事業を営むために行う土地の造成及び区画の変更を含む。）に伴う特定事業
- (7) 盛土等を施工した後の土地と事業区域に隣接する全ての土地との標高の差が1メートル未満となる特定事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、斜面地以外の土地で行う事業であって、斜面の安全の確保、災害の発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全に支障が生じるおそれがないものとして、知事が別に定める特定事業

（特定事業の実施に係る許可の申請）

第8条 条例第7条第2項の許可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 特定事業の許可に係る手数料の金額
- 2 条例第7条第2項（条例第9条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項の規定による開発行為の許可を受けた場合又は知事の定めるところにより建設発生土の受入地について登録を行った場合は、別表第2に定めるもののうち知事が別に定めるものを省略することができる。
- 4 条例第7条第3項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 特定工事を請け負った者又は請け負うことを予定している者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 特定盛土等の配置計画
 - (3) 盛土等の面積及び高さ又は工作物の水平投影面積及び高さ
 - (4) 特定事業の目的及び概要
 - (5) 特定工事を管理するための事務所の概要及び現場責任者の氏名

（特定事業の届出）

第9条 条例第7条第4項の規則で定める特定事業は、都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可（同法第35条の2第1項の規定による変更の許可を含む。第3項において「開発行為許可」という。）を受けた宅地造成（高さの合計が2メートル以内となる擁壁を設置するものに限る。）に係る特定事業その他これらに類するものとして知事が別に定める事業とする。

- 2 条例第7条第4項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。
 - (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 特定事業の実施予定日及び完了予定日
 - (3) 事業区域の所在地及び面積

- (4) 特定事業の目的及び概要
- 3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 開発行為許可に係る許可証の写し
- (2) 宅地造成を行った区域の位置図、配置図、造成計画に係る平面図及び断面図
- (3) その他知事が別に定める書類

解 説

- ◆許可申請に当たっては、事前協議を行い、提出書類等の確認を受けることが望ましい。
- ◆事前協議は、申請書受理後の許可手続きを円滑に進めるため、必要書類等の具体内容の審査及び総括的な技術審査を行うものである。
- ◆特定事業の規模に至らない事業は許可を要しないが、事業規模の拡大により特定事業に当たるのであれば許可を受けてから事業を行わなければならない。
- ◆「工事の着手」とは、建築基準法に準じて「掘削（根切、床掘）」、「杭打ち工事」、「地盤改良工事」などに係る工事が開始された時点としており、取付道路、擁壁、沈砂池、調整池その他付帯工事の着手も工事の着手としている。
- ◆工事の着手に該当しない行為は、「地盤調査のための掘削、ボーリング」、「丁張り」、「地鎮祭の実施」、「仮囲い、現場事務所の設置」、「既存建築物、工作物の除却」、「建設資材、建設機械の搬入」としている。

1 許可を要しない特定事業

(1) 災害復旧のために必要な応急措置

- 自然災害等により流出した土砂を除却して、道路の通行を確保する場合など応急的に行う工事を対象としており、災害復旧工事の全てを許可不要にしたものではない。

(2) 国、地方公共団体及び公共的団体が行うもの

- 国、地方公共団体が発注する公共工事は、許可不要としている。
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく事業のうち、通常の請負契約等の形で民間に設計・施工を発注する場合と同等と認められるケースは、公共工事と同様に扱うことができるため許可不要とする。この場合において、公共工事と同様に認められるためには、技術基準の遵守、建設発生土の搬出先等についてPFIに係る発注仕様書等に明示するなどの措置が必要である。
- 一部事務組合は、地方自治法に規定する地方公共団体として取り扱う。
- 国、地方公共団体が拠出する法人のうち、公共事業と同様に特定工事に係る設計・工事監理を行う能力を有する下表に掲げる法人については、許可不要としている。

公共的団体		主な事業
国	西日本高速道路株式会社	米子道
	地方共同法人日本下水道事業団	公共下水道整備
	国立研究開発法人森林研究・整備機構	国有林の管理等
県 市町村	公益財団法人鳥取県建設技術センター	公共工事残土処分場
	公益財団法人鳥取県造林公社	県有林の管理等
	鳥取県・市町村土地開発公社	工業団地の造成等

- その他国又は地方公共団体が出資する法人が、公共工事と同様の扱いを求める場合は、当該法人の技術基準遵守に関する能力を確認するので、規則に定める法人と同等以上であることを証する書類を提出する必要がある。（規則第6条第7号）。

(3) 他法令に基づく許認可において条例の技術基準と同等の技術審査を行うもの

- 他法令に基づく技術基準が条例と同等以上であって、当該法令の許認可等を受けて行う特定事業は、許可を不要としている。
- 土質改良プラントは、法令の規制を受けないので、当該プラントの事業区域で行う特定事業は、条例の許可を要する。

項目	許可を不要とするもの
採石法又は砂利採取法の認可区域で行う特定事業	採石、砂利の採取、仮置き
廃掃法の許可に基づく特定事業	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処分場の設置
建築確認、電気事業法等（太陽光発電、風量発電を除く）で審査する特定事業	携帯電話、テレビ、送電用の鉄塔等
廃掃法の許可を受けた中間処理施設の区域で行う特定事業	再生砕石、再生土の仮置き（中間処理施設に係る敷地の造成は、条例の許可対象）

(4) 通常の維持管理の範囲とみなせるもの

項目	許可を不要とするもの
森林の施業及び管理又は営農その他これらに類する事業（当該事業を営むために行う土地の造成及び区画の変更を含む。）に伴う特定事業	林業（林道、専用道、作業道等）、営農、畜産に伴う行為
盛土等を施工した後の土地と事業区域に隣接する周囲の土地との標高の差が1メートル未満となる特定事業	窪地の埋立て、斜面が生じない行為
規則第7条第8号の知事が別に定める特定事業	次に掲げる土砂を平野部の広い敷地に仮置きする行為 ・法令の許認可区域で採取された砕石・砂利・真砂、又はリサイクルされた再生砕石・再生土砂を当該区域外で仮置き保管（県が安全上支障がないと認めた場合に限る。）する土砂 ・港湾法の野積場区域で仮置き保管する土砂

- 林業、営農（畜産を含む。）による行為は、通常の維持管理の範囲であるため、許可不要としている。
- 工事完了後に周囲との高低差が1 m未満となる窪地等の埋立ては、安全上支障がないことから許可不要としている。
- 平野部の広い敷地に仮置きする土砂製品は、仮置きする場所ごとに県が安全確認を行い、斜面の安全に支障がないと判断したものは許可不要としている。（許可の要否は事業ごとに判断するので、事前相談を行うこと。）

2 土砂等の仮置きの取扱い

- 土砂の仮置きは、盛土量が常に変化し、工事を完了しない場合でも、盛土の部分に斜面が生じるため許可を要する。
- ただし、「仮置きした土砂を他法令に基づき安全が確認されるもの」、「平野部の広い敷地に仮置きする土砂で明らかに安全上支障がないもの（県が事業ごとに安全上支障がないことを確認した場合に限る。）」は、許可を要しない。（規則第7条第8号）。
- 土砂の仮置きは、定期報告の対象とするが、仮置きした土砂を全て撤去したことを完了検査で確認できる場合は、完了後の定期報告は不要である。（規則第18条第1項第1号）。
- 県が安全上支障がない確認した場合は、中間検査を要しない。（中間検査の要否は事業者の判断ではなく、県が現場ごとに確認して決定するので事前相談を行うこと。）

手 続 き

1 特定事業の許可申請

- 許可申請に当たっては、許可申請書、事業計画書及び添付書類を提出する。
- 規則第8条第3項に規定する「知事が定めるところによる建設発生土の受入地について登録を行った場合」とは、「公共工事における建設発生土の民間受入地への搬出要領（平成17年鳥取県土整備部長通知。以下「公共工事残土処分場」）」に基づく登録を受けたことをいう。
- 規則第8条第3項に規定する「知事が別に定めるもの」とは、条例と次に掲げる事業に係る許

第2章 盛土等及び斜面地の工作物の許可制度

可等が重複する場合に、条例の許可申請書に添付する書類を開発許可、公共工事残土処分場それぞれの許可等に要する書類にすることができることにしたもので、条例に係る手続きの簡素化を図ったものである。ただし、条例の許可基準への適合審査に要する書類は省略できないでの注意を要する。

- ①開発許可を受けて行う宅地造成
- ②公共工事残土処分場の造成

【省略できない書類の例】

近隣関係者説明実施記録、維持管理方法説明書、斜面地の判断に必要な事業区域の縦断面図、現場事務所の設置に関する書類など。

(1) 許可申請書 (提出部数は2部)

① 許可申請書

許可申請書の記載事項 (参考様式1-1)	
1	事業者の氏名及び住所
2	手数料

② 申請書の添付書類

	添付書類	備考
1	事業計画書	(2) 事業計画を参照
2	規則別表2の左欄に掲げる書類	開発許可、又は公共工事残土処分場は、当該許可等の手続きに要する書類

(添付書類) 規則別表2

添付すべき書類	縮尺	記載すべき事項又は提出すべき書類	参考様式番号
1 事業者を確認するための書類	指定なし	(1) 個人にあつては住民票 (本籍地 (外国人にあつては、国籍) が記載されたものに限る。)、法人にあつては登記事項証明書 (2) 条例第8条第1項第4号に掲げる事項に該当しないことを誓約する書類	1-3
2 事業者の資力及び信用に関する申告書	指定なし	(1) 設立年月日、資本金、納税額、法令による登録等 (2) 特定工事その他の工事の経歴 (3) 申請に係る特定工事に必要な経費及びその内訳 (4) 請負契約 (予定) 金額 (5) 特定事業の経費に充てる収入 (予定) 金額 (6) 特定事業の準備に要する経費の調達方法	1-4
3 特定工事を行う元請負人の信用及び能力に関する申告書	指定なし	(1) 元請負人の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 請負契約 (予定) 金額 (3) 法令による登録等 (4) 特定工事その他の工事の経歴	1-5
4 事業区域及びこれに隣接する土地について確認する	指定なし	(1) 事業区域及びこれに隣接する土地に係る土地登記簿謄本並びに事業区域に係る土地の公図の写し (2) 所有権以外の権利に基づいて事業区域に係る土地を使用する場合にあつては、事業区域の土地の所有者の賃貸借契約書、使用承諾書その他これらに相当するもの (3) 土地以外の工作物、樹木その他土地に定着する物 (以下「定着物等」という。) を使用する場合にあつては、当該定着	1-6 1-7

第2章 盛土等及び斜面地の工作物の許可制度

ための書類		物等の権利を持つ者との賃貸借契約書、使用承諾書その他これらに相当するもの	
5 他法令の許認可証等の写し	指定なし	他法令の許認可を受けたことを証する書類	
6 近隣関係者への説明実施記録	指定なし	(1) 説明した近隣関係者の氏名及び条例第6条各号のいずれに該当するかの別 (2) 説明の方法 (3) 説明の時期、場所その他の状況 (4) 特定事業に関する意見及び要望並びにそれらに対する対応の内容	1-8
7 事業区域の現況写真	指定なし	事業区域及び事業区域周辺の状況がわかるカラー写真	
8 設計説明書	指定なし	(1) 事業者の概要 (2) 事業区域の概要 (3) 特定事業の概要 (4) 斜面の安全の確保及び災害発生の防止に関する設計の概要 (5) 構造の安全性に関する設計の概要 (6) 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する設計の概要 (7) 関係法令の適用状況 (8) その他知事が別に定める事項	1-9
9 施工計画書	指定なし	(1) 工事概要 (2) 特定工事の工程表 (3) 現場の施工体制 (4) 中間検査の実施予定時期 (5) 完了検査の予定時期 (6) 工事中に係る定期報告を提出する時期 (7) その他知事が別に定める事項 【知事が別に定める事項】 施工計画に次に掲げる事項を記載すること。 ① 出来形管理計画 ② 品質管理計画 ③ 写真管理計画 ④ 安全管理 ⑤ 緊急時の体制及び対応 ⑥ 交通管理計画 ⑦ 施工方法	1-10
10 位置図	10,000分の1以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路、市街地、集落地並びに主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域	
11 区域図	2,500分の1	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状	

第2章 盛土等及び斜面地の工作物の許可制度

	1 以上	(4) 市町村界 (5) 市町村の区域内の町又は字の境界 (6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称	
12 求積図	500 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 (3) 事業区域内に現存する森林等の面積並びに保全する森林等の面積の求積に必要な寸法及び算式 (4) 特定工作物の水平投影面積の求積に必要な寸法及び算式 (5) 湖沼、ため池その他の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式	
13 現況図	2,500 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 地形及び土地利用の状況 (4) 事業区域内に現存する森林等の位置及びその主要な樹種 (5) 現況における植生の状況 (6) 現況写真との照合符号及び撮影方向	
14 配置図	1,000 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 特定工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (6) 事業区域内の植栽計画 (7) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状	
15 平面図	500 分の 1 以上	特定盛土等の形状、寸法、材料の種別、仕上げ方法及び色彩	
16 立面図	500 分の 1 以上	特定盛土等の形状、材料の種別、仕上げ方法及び色彩	
17 断面図	500 分の 1 以上	(1) 特定盛土等の形状及び高さ (2) 特定工事を行う地盤の形状及び勾配 (3) 水平投影面積の合計が300平方メートル以上の工作物にあっては、その傾斜角度	
18 特定工作物に係る完成予想カラー図	指定なし	特定工事が完成したときの予想カラー図	
19 造成計画平面図	1,000 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 特定工事を行う土地の位置及び形状 (4) 特定工事を行った後の地盤面の計画高 (5) 斜面、崖又は擁壁の位置 (6) 法面の保護の方法 (7) 縦横断線の位置	

第2章 盛土等及び斜面地の工作物の許可制度

20	造成計画縦横断面図	1,000分の1以上	(1) 事業区域の境界 (2) 盛土等を行う前後の地盤面 (3) 斜面、崖又は擁壁の位置 (4) 法面の保護の方法	
21	排水施設計画平面図	500分の1以上	(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	
22	斜面の断面図	50分の1以上	(1) 斜面の高さ、勾配及び土質 (2) 盛土等を行う前後の地盤面 (3) 斜面の保護の方法	
23	擁壁その他構造物の図面	50分の1以上	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種別及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置、材料及び内法の寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法	
24	特定工作物の構造図	50分の1以上	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法	
25	土砂の流出を防止する施設その他災害を防止する施設に関する図面	50分の1以上	(1) 施設の種類 (2) 施設の材料 (3) 施設の形状 (4) 施設の寸法及び勾配	
26	維持管理方法説明書	指定なし	(1) 維持管理を行う事業者の名称 (2) 維持管理方法の概要 (3) 特定事業の完成又は廃止の後において行う措置に関する計画の概要 (4) 工事完了後に係る定期報告を提出する時期 (5) その他知事が別に定める事項	1-11
27	完成又は廃止の後の措置を示した平面図	1,000分の1以上	特定事業の完成又は廃止の後において行う措置に関する計画	
28	特定工作物の構造計算書	指定なし	(1) 基礎・地盤説明書 (2) 荷重・外力計算書 (3) 応力計算書及び断面計算書 (4) 基礎の構造計算書	
29	その他知事が別に定めるもの	指定なし	その他知事が別に定めるもの	

(2) 事業計画書に記載する事項

記載事項 (参考様式1-2)	
1	事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
2	特定事業の実施予定日及び完了予定日
3	事業区域の所在地及び面積
4	特定事業の実施に係る工事費の総額
5	特定事業の目的及び概要
6	特定盛土等の配置計画
7	特定工事を請け負った者又は請け負うことを予定している者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
8	特定工事を管理するための事務所の概要及び現場責任者の氏名

2 届出を要する特定事業

次に掲げる特定事業(平野部で行うものに限る。)であつて、造成後の土地に斜面が生じないもの(擁壁を設置する場合は高さを2m以内に限る。)は、許可に変えて届出書を提出する。

- ①開発許可を受けて行う宅地造成
- ②開発許可の対象にならないが、開発許可の技術基準に準じて行う宅地又は敷地の造成
→都市計画区域外の開発、駐車場の造成、道路位置指定等

- 届出の対象とする特定事業は、斜面の安全確保に支障が生じない事業に限ることにしており、「平野部で行うこと」、「高さ2m以内の擁壁を設置することにより斜面が生じないこと」、「開発許可の技術基準に準じた造成であること」を要件としている。
- 届出の対象とする特定事業には、近隣関係者の説明、中間・完了検査、定期報告、保証金の預入に関する規定は適用しないが、指導・助言、勧告、命令、罰則に関する規定は適用する。
- 「知事が別に定める特定事業」には、開発許可を要しないが開発許可と同等の技術基準を用いて行う宅地・敷地の造成としており、「開発許可の技術基準」、「平野部における開発」、「斜面が生じていない」ことについて、県が事業ごとに判断するので事前相談を行うこと。
- 林地開発の許可を受けて行う特定工作物の設置に係る事業は、届出の対象にしておらず条例の許可を要する。

(1) 届出書(提出部数は2部)

届出書の記載事項 (参考様式2)	
1	事業者の氏名及び住所
2	特定事業の実施予定日及び完了予定日
3	事業区域の所在地及び面積
4	特定事業の目的及び概要

(2) 届出書の添付書類

	添付書類	備考
1	開発許可証の写し	
2	宅地造成を行った区域の位置図、配置図、造成計画に係る平面図及び断面図	
3	その他知事が別に定める書類	①造成予定地の現況を示すカラー写真 ②開発許可の技術基準への適合に係る審査に必要な書類(宅地造成の設計図、擁壁その他の工作物の安定計算書・構造図、敷地の排水計算書・計画図等)

参 考

1 盛土等、工作物設置の許可等の適用範囲

事業区分	既存法令等の許認可権者	既存法令等の技術基準	適用する技術基準	条例の適用 (○:必要、-:不要)				
				許可手続	事前説明	中間・完了検査	定期報告	保証金
他法令等の規制対象外の盛土等	なし	なし	※1	○	○	○	○	○※4
公共工事残土処分場	国・自治体	あり	※2	○※5	○	○	○	○※4
民間工事残土処分場	なし	なし	※3	○	○	○	○	○※4
宅地開発(都市計画法)	県・市町	あり	※2	○※5,6	○※6	○※6	○※6	○※6
碎石・土砂の製品の仮置き	県	なし	※1	○※7	○※7	○※7,8	○※7,8	○※4
港湾区域の野積み	県・境港管理組合	なし	※1	-	-	-	-	-
太陽光発電施設	国	あり	※1	○	○	○	○	○
風力発電施設	国	あり	※1	○	○	○	○	○
採石・砂利の採取	県	あり	※2	-	-	-	-	-
産業廃棄物処分場	県	あり	※2	-	-	-	-	-
農業・畜産・林業(専用道、作業道)等	県	あり	※2	-	-	-	-	-

※1 条例の技術基準(規則で定める技術基準)

※2 他法令等の盛土等に係る技術基準

※3 公共工事残土処分場の技術基準を準用する。

※4 斜面地(傾斜度15度超、高さ5m超)における盛土等に限る。

※5 条例の許可申請に係る添付書類をの一部を省略。(既存手続きに必要な書類を省略)

※6 平野部の宅地造成のうち「擁壁(高さ2m以内に限定)を設置する(2m以内の高低差をL型擁壁、重力式擁壁等の強固な構造物で保護する)ことにより宅地造成の部分に斜面を生じない特定事業」は対象外。ただし、届出が必要。

※7 平野部の広い敷地で敷地外への影響全く及ばないもので県が事前協議により現地で安全を確認したものは対象外。

※8 許可が必要なもの(※6以外のもの)について、仮置きを全て撤去し工事完了する場合、中間検査及び完了後の定期報告は対象外。

2 法令等の技術基準がないことから条例の技術基準を適用する事業

事業区分	法令等の技術基準
他法令等の規制対象外の盛土等	なし
碎石・土砂の製品の仮置き	なし

3 法令等の技術基準に加えて条例の技術基準を適用する事業

事業区分	法令等の技術基準
太陽光発電施設	・太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン2021年版 ・太陽光発電の環境配慮ガイドライン
風力発電施設	・発電用風力設備に関する技術基準を定める省令 ・風力発電所の設置又は変更の工事計画の審査に関する実施要項

法令等の技術基準を準用する事業

事業区分に応じて適用する法令等の技術基準は、以下のとおり。

法令等の技術基準が改訂された場合は、改訂された技術基準を適用すること。

事業区分	法令等の技術基準
公共工事残土処分場	・建設発生土処分場造成マニュアル（H19改訂案）
民間工事残土処分場	・建設発生土処分場造成マニュアル（H19改訂案）
宅地開発（都市計画法）	・都市計画法開発許可制度の手引き
採石・砂利の採取	・鳥取県採石条例施行規則
産業廃棄物処分場	・鳥取県最終処分場の構造・設備指針及び維持管理指針
農業・畜産	・土地改良事業計画設計基準 等
林業（専用道、作業道）等	・鳥取県林地開発条例施行規則 ・鳥取県森林作業道作設指針 ・鳥取県林業専用道作設指針 ・鳥取県林道事業設計積算等基準 等

4 公共事業の技術基準一覧

公共事業については、各事業で使用している既存の技術基準等を条例の技術基準とすることができる。

各公共事業	既存の技術基準等
建築事業	公共建築工事標準仕様書 等
農林事業	鳥取県森林作業道作設指針 等
土木事業	道路土工要綱、道路土工盛土工指針 等

2.3 許可の基準等（条例第8条）

○特定事業の許可申請があった場合は、審査基準に適合しなければ許可をしない。

<条例>

（許可の基準等）

第8条 知事は、前条第2項の許可申請書の提出があった場合において、当該申請に係る特定事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、前条第1項の許可をしてはならない。

(1) 事業計画の内容が技術基準に適合していること。

(2) 第18条第1項の規定による保証金の預入が必要な場合にあつては、保証金の預入がされ、並びに同条第3項の規定により県との質権設定契約が締結され、及び当該質権の設定について県に民法（明治29年法律第89号）第364条の規定による対抗要件（以下単に「対抗要件」という。）を備えさせていること。

(3) 事業区域又はこれに近接する土地に特定工事を管理するための事務所を設置し、当該事務所に現場責任者を常駐させること。

(4) 許可を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 第14条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員又はこれらに準ずる者であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

イ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人若しくは個人

2 知事は、前条第1項の許可に、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全を図るために必要な条件を付することができる。

3 知事は、前条第1項の許可の申請に対して、許可をし、又はしないこととしたときは、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

解 説

◆許可の基準は、以下のとおりである。

- ① 事業計画の内容が技術基準に適合していること。
- ② 保証金の預入が必要な場合は、保証金の預入及び当該預金に対し県による質権設定契約が締結されること。（2.12保証金の預入を参照）
- ③ 事業区域又は事業区域に近接する土地に、特定事業を管理するための事務所を設置し、当該事務所に現場責任者を常駐させること。
- ④ 許可を受けようとする者が、「特定事業の許可の取り消しを受けた者でないこと」、及び「暴力団員等に該当しないこと」。

◆許可基準は、技術基準への適合、保証金の預入、施工体制の確保、不適切な事業者の排除といった審査項目を設定したものである。

◆許可（変更許可）に係る標準事務処理期間（事前協議期間、土日祝祭日、県の休日及び許申請書の補正期間は含まない。以下同じ。）は30日とし、当該期間は、許可申請受理日から許可書交付日までの間とする。

◆「現場責任者の常駐」とは、許可対象の特定工事を担当していることだけでなく、工事の期間は特別の理由がある場合を除き現場に常駐していることである。「工事期間」とは、特定事業に係る工事を施工する従事期間であり、工事中止（休止）期間は含まない。

◆「特別の理由」とは、「関係機関との協議・打ち合わせ等」、「工事材料の品質確認等」をいい、このような場合は、現場を離れても良いものとする。ただし、現場を離れる時間は必要最低限となるように努め、長くとも1日以内とするものとする。なお、現場責任者は、現場を離れる前に行き先、帰場予定時刻を会社又は当該現場のその他の職員に伝えるものとする。

◆法人の場合は、役員及び役員に準ずる者を欠格要件の対象者に含めており、許可申請書には誓約書（参考様式1-8）を添付すること。特定事業の実施期間に法人の代表者及び役員に変更があった場合は、速やかに役員の一覧を提出すること。

2. 4 特定事業の許可の変更（条例第9条、規則第10条～第12条）

- 事業計画を変更する場合は、変更許可を受けてから変更に係る工事に着手すること。
- 軽微な変更については、変更許可申請を届出書の提出に変えて、手続きを緩和している。

<条例>

（事業計画の変更の許可等）

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。

- (1) 特定事業に係る規則で定める軽微な変更
- (2) 特定盛土等の維持管理に係る規則で定める軽微な変更

2 許可事業者は、前項ただし書に規定する変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 第7条第2項及び第3項並びに前条の規定は、第1項の許可について準用する。

<規則>

（事業計画の変更の許可）

第10条 条例第9条第1項の規定による事業計画の変更の許可を受けようとする許可事業者は、次に掲げる事項を記載した変更許可申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 変更の内容及び理由
- (3) 変更年月日
- (4) 変更に係る特定事業の許可年月日及び許可番号
- (5) 変更の許可に係る手数料の金額

（事業計画の変更の許可を要しない軽微な変更）

第11条 条例第9条第1項第1号の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第7条第3項第1号若しくは第2号又は第8条第4項第5号に掲げる事項の変更
- (2) 次のいずれかに該当する事業計画の変更（斜面の安全を損ない、災害発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのあるものを除く。）
 - ア 事業区域の面積の2割以内の減少
 - イ 特定盛土等の水平投影面積（高さ15メートル以上の特定工作物の場合にあっては、事業区域における当該特定工作物の設置の総数）の2割以内の減少
- (3) その他軽微な変更として知事が別に定めるもの

2 条例第9条第1項第2号の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 法令に基づく保守点検及び維持管理の方法のうち、当該法令の改正を要因とする変更
- (2) その他軽微な変更として知事が別に定めるもの

（事業計画の軽微な変更に係る届出）

第12条 条例第9条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書及び知事が別に定める書類により行うものとする。

- (1) 許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 特定事業の目的及び概要
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 軽微な変更の内容
- (5) 当初の特定事業の許可年月日及び許可番号

解 説

- ◆許可事業者が許可を受けた特定事業の内容を変更する場合は、変更後の特定事業について土砂災害の発生を防止するため、再度技術基準への適合に係る審査を行わなければならないことから設けた規定である。
- ◆近隣関係者への説明は、変更許可申請書の提出前に実施しなければならない。
- ◆軽微な変更は、事業者への負担を緩和するために設けた手続きであり、その対象となる変更は斜面の安全を損なうおそれがないと考えられる内容に限定している。この場合において、軽微な変更であっても、その変更に係る事項について確認を要することから届出書の提出を求めている。
- ◆「変更許可申請」と「軽微な変更の届出」では、事業者にとって手続きが大きく異なるので、変更の要因が生じた場合は、速やかに協議を行うことが望ましい。
- ◆事業計画の変更（軽微な変更を含む。）により、預入すべき保証金の額が増額となる場合は、追加の預入を要する（預入する保証金の額が10万円以下の場合は不要。2.13 特定事業に係る保証金の預入等を参照）

<軽微な変更該当する変更>

<p>1 特定事業に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可事業者の氏名及び住所の変更 ・特定事業の実施予定日及び完了予定日 ・現場事務所の概要及び現場責任者の氏名 ・次に掲げる行為で、斜面の安全を損ないもの、災害発生を助長しないもの、良好な自然環境若しくは生活環境を損なわないもの <ul style="list-style-type: none"> ① 事業区域の面積の2割以内の減少 ② 特定盛土等の水平投影面積（高さ15メートル以上の特定工作物の場合にあつては、事業区域における当該特定工作物の設置の総数）の2割以内の減少 ・その他知事が定めるもの <ul style="list-style-type: none"> →特定工事が施工計画に定めた許容範囲の寸法で完成したこと（出来形）の検査に伴う設計変更 <p>2 特定事業の維持管理に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく維持管理、保守点検の変更（当該法令の変更に伴うもの） ・その他知事が定めるもの <ul style="list-style-type: none"> →維持管理を行う業者の氏名及び住所の変更
--

手 続 き

1 変更の許可申請（提出部数は2部）

○変更許可申請に係る事業変更計画及び添付書類は、許可申請の書類から変更のない書類は、省略することができるので、事前協議を行い確認することが望ましい。

(1) 変更許可申請書

変更許可申請書の記載事項（参考様式3）	
1	許可事業者の氏名及び住所
2	変更の内容及び理由
3	変更年月日
4	特定事業の許可年月日及び許可番号
5	手数料

(2) 申請書の添付書類

	添付書類	備考
1	変更事業計画書	参考様式1-2（2.2 許可申請を参照）
2	規則別表2の左欄に掲げる書類 （変更に係る部分でも可）	都計法の開発許可、又は公共工事残土処分場の登録は、緩和措置として、当該許可等に要する書類を使用できる。
3	その他知事が必要と認めた書類	

2 変更許可申請が不要な軽微な変更（提出部数は2部）

○軽微な変更該当する場合は、変更内容について、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(1) 軽微な変更の届出書

軽微な変更の届出書の記載事項（参考様式4）	
1	許可事業者の氏名及び住所
2	特定事業の目的及び内容
3	事業区域の所在地及び面積
4	軽微な変更の内容
5	当初の特定事業の許可年月日及び許可番号

(2) 届出書の添付書類

	添付書類	備考
1	その他知事が必要と認めた書類	軽微な変更であることが確認できる書類、図面等

3 条例と各法令手続きの軽微な変更の相違

○条例第9条に基づく「軽微な変更」は、鳥取県林地開発条例施行規則等の各法令手続きの「軽微な変更」と相違点があるため、各法令手続きの「軽微な変更」の内容を十分確認すること。

<本条例と各法令手続きの軽微な変更の相違点>

区分	盛土条例施行規則	都市計画法（開発許可）	林地開発条例施行規則
開発行為の区域	1 特定事業に係るもの（許可事業者の氏名及び住所、特定事業の実施予定日及び完了予定日、現場事務所の概要及び現場責任者の氏名、事業区域の面積の2割以内の減少、特定工作物の面積、高さの2割以内の減少、出来形検査のための設計変更） 2 維持管理に係るもの（法令に基づく維持管理、保守点検の変更、維持管理を行う者の氏名及び住所の変更）	1 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物の敷地の形状の変更（予定建築物等の敷地の規模の10分の1以上の増減を伴うもの、住宅以外の建築物等の敷地の増加で敷地の規模が1,000㎡以上となるものを除く。） 2 工事施行者の変更。（非自己用の開発行為及び開発区域の面積が1ha以上の自己業務用の開発行為については、工事施工者の氏名、名称、住所の変更に限る。）	1 開発行為に係る森林の区域の縮小 2 事業区域の縮小（開発行為に係る森林の土地の面積が増加する場合を除く。） 3 所有権その他の事業区域内の土地に関する権利の変動 4 事業区域内の土地の地目の変更 5 事業区域内の土地に係る分筆又は合筆
開発行為の期間	完了予定日の変更	工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更	開発行為の期間の短縮
許可計画に関する事項	記載なし	記載なし	1 許可計画に係る工程（許可条件に係るものを除く。）についての開発行為の期間内における変更 2 許可計画に係る工区の設定又は変更
開発行為に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	記載なし	記載なし	1 条例別表の基準の範囲内における切土又は盛土により生ずるのり面の勾（こう）配の緩和（開発行為に係る森林の土地の面積が増加する場合を除く。） 2 条例別表の基準の範囲内におけるえん堤、排水施設、洪水調節池、沈砂池その他の施設の能力の向上 3 開発行為に係る森林の区域内における開発行為のための作業の用に供する道路の位置の変更

2. 5 標識の掲示（条例第10条、規則第13条）

○特定事業を行っている期間は、事業区域内の公衆の見やすい場所に特定事業に係る事項を記した標識を設置すること。

<条例>

（標識の掲示）

第10条 許可事業者は、当該事業区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業を行っている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

2 許可事業者は、前項の標識に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当該標識を書き換えなければならない。

3 許可事業者は、第14条の規定により許可を取り消されたとき、又は当該特定事業を完了し、若しくは廃止したときは、速やかに標識を撤去しなければならない。

<規則>

（標識に記載する事項等）

第13条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 許可事業者の住所（法人にあっては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先

（2） 特定事業の目的及び概要

（3） 事業区域の所在地及び面積

（4） 特定工事を行う期間

（5） 特定事業の許可年月日及び許可番号

（6） 特定工事を行う者（事業者から特定工事を請け負って施工する場合は、元請負人。以下同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（7） 現場責任者の氏名

（8） 事業区域及び周辺の状況を示す配置図

（9） 特定工事の施工体系図

2 条例第10条第1項の標識は、様式第1号により掲示するものとする。

解 説

◆標識には、特定事業の内容、事業者名、施工者名などを記載することで、特定事業に係る責任の所在等を公衆に明らかにするとともに、特定事業の内容を示すことで、不適切な行為が行われた場合に近隣関係者の監視の目を期待する効果がある。

◆標識は、工事着手前に公衆の目につきやすい場所に設置し、事業計画を変更した場合は速やかに標識の内容を書き換え、工事完了後に速やかに撤去すること。

◆規則では標識の書式（様式第1号）を定めている。また「事業区域の所在地」には、代表地番を記載し、見取図を掲示することで位置・区域を示すことに変えてよい。

◆大規模な特定事業になると元請負人に加えて下請負人が複数混在するため、施工管理体系図を標識に掲示することになっている。

◆見取り図や施工管理体系図を標識に収めることで、文字や地図が小さくなり分かりづらくなる場合は、標識に近接して別に設置してよい。

◆事業区域が広く標識1箇所では周辺住民に周知できない場合には、複数の標識を設置することが望ましい。

手 続 き

1 標識の記載内容

記載事項（規則様式2号）	
1	許可事業者の氏名及び住所
2	特定事業の内容
3	事業区域の所在地及び面積
4	特定工事を行う期間
5	特定事業の許可年月日及び許可番号
6	特定工事を行う者（元請負人）の氏名及び住所
7	現場責任者の氏名
8	事業区域及び周辺の状況を示す配置図
9	特定工事を行う施工体制図

様式第1号（第14条関係）

120センチメートル以上

特 定 事 業 に 関 す る 標 識					
90センチメートル以上	事業区域の所在地				
	事業区域の面積				
	特定事業の目的及び概要				
	許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		特定工事を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
	許 可 受 け た 者	住所（所在地）	事業区域及び周辺の状況を示す配置図	施 工 体 系 図	
		氏名（名称）			
		連絡先			
	特定工事を行う者	住所（所在地）			
		氏名（名称）			
	現 場 責 任 者 の 氏 名				
50センチメートル以上					

2. 6 着手届（条例第11条、規則第14条）

○特定工事に着手する日の前日までに着手届を提出すること。

<条例>

（着手届）

第11条 許可事業者は、当該許可に係る特定工事に着手しようとするときは、着手する日の前日までに、その旨を知事に届け出るとともに、当該特定事業を行う土地の所有者等に対して、規則で定めるところにより通知しなければならない。

<規則>

（着手届）

第14条 条例第11条の規定による届出（以下「着手届」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1） 許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先
- （2） 特定工事を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （3） 特定事業の許可年月日及び許可番号
- （4） 特定工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
- （5） 事業区域の所在地及び面積
- （6） 現場責任者の氏名

2 条例第11条の規定による通知は、前項の着手届の写しの送付により行うものとする。

解 説

- ◆特定事業の実施状況を把握するため、特定工事に着手する前日までに着手届を提出しなければならない。
- ◆土地の所有者等に条例第4条の義務が生じることを知らせるため、着手届の写しを送付し、条例に係る責務の履行開始日を知らせることにしている。
- ◆工事着手の考え方は、「2. 2 特定事業の実施に係る許可」に記載のとおりである。

手 続 き

1 特定工事の着手届（提出部数は2部）

	記載事項（参考様式5号）
1	許可事業者の氏名及び住所並びに連絡先
2	特定工事を行う者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
3	特定事業の許可年月日及び許可番号
4	特定工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
5	事業区域の所在地及び面積
6	現場責任者の氏名

2. 7 特定事業の中間検査（条例第12条、規則第15条）

○斜面の安全確保に重要な工程のうち、完了検査で目視確認できない工程については、中間検査に合格しなければ、次工程に係る工事に着手できない。

<条例>

（特定事業の中間検査）

第12条 許可事業者は、特定工事（第9条第1項の変更に係る工事を含む。）に次の各号に掲げる工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、規則で定めるところにより、その特定工事が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、知事の検査（以下「中間検査」という。）を受けなければならない。

- (1) 特定工事を行う地盤の状態を確認する工程のうち規則で定める工程
- (2) 特定盛土に埋設される排水設備を設置する工程のうち規則で定める工程
- (3) 特定工作物の基礎を設置する工程のうち規則で定める工程

2 知事は、中間検査の結果、特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認め、又は適合していないと認めたときは、規則で定めるところにより、許可事業者に通知するものとする。

3 許可事業者は、前項の規定による特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知を受けた後でなければ、特定工程後の工程の工事をしてはならない。

<規則>

（特定事業の中間検査）

第15条 条例第12条第1項の中間検査を受けようとする者は、土砂を仮置きする場合であって知事が安全上支障がないものと認めたときを除き、特定工程に係る工事の完了後、速やかに次に掲げる事項を記載した中間検査申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 特定工事に着手した日及び特定工程に係る工事が完了した日
- (3) 検査を受ける特定工程の内容
- (4) 事業区域の所在地及び面積
- (5) 特定事業の許可年月日及び許可番号
- (6) 中間検査に係る手数料の金額

2 前項の中間検査申請書には、工事の状況を示すカラー写真（特定工事の各工程の状況及び当該特定工事の特定工程完了後の状況がわかるものに限る。）その他知事が別に定める書類を添付しなければならない。

3 条例第12条第1項第1号の規則で定める工程は、根切り工事が完了した地盤の状態が設計図に定める土質及び深さであることを確認できる工程とする。

4 条例第12条第1項第2号の規則で定める工程は、特定盛土に埋設される排水設備が設計図に定める位置、勾配及び延長であることを確認できる工程とする。

5 条例第12条第1項第3号の規則で定める工程は、特定工作物の基礎が設計図に定める位置、形状及び支持力であることを確認できる工程及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める工程とする。

- (1) 事業区域内でコンクリートを打設する鉄筋コンクリート造基礎を施工するとき 当該基礎の配筋が設計図に定める配筋であることを確認できる工程
- (2) 基礎杭を施工するとき 試験杭（工事着手日後最も早い日に施工される杭をいう。）の施工であって、当該試験杭が設計図に定める杭の種別、位置、長さ、大きさ及び支持力であることを確認できる工程

6 中間検査は、次に掲げる工程ごとに行うものとする。

- (1) 条例第12条第1項第1号に掲げる特定工程にあっては、技術基準により地盤の状態を確認する工程
- (2) 条例第12条第1項第2号に掲げる特定工程にあっては、盛土の高さ5メートル以内ごとに埋設する排水設備を設置する工程

(3) 条例第12条第1項第3号に掲げる特定工程にあつては、事業区域において、工事着手日後最も早い日に設置される工作物を施工する工程及び当該工作物に5を足した数ごとに設置される工作物を施工する工程

解 説

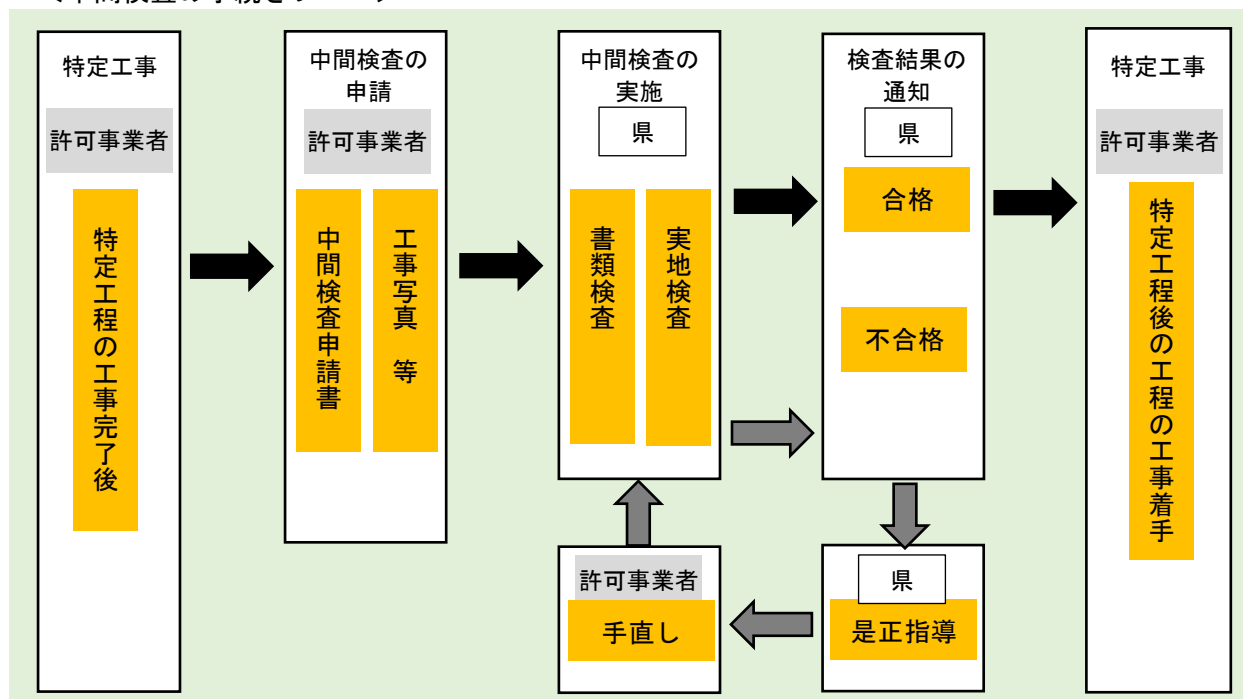
- ◆中間検査は、施工上重要な変化点が不可視となる前に、技術基準への適合を検査することを目的としており、目視確認が必要な工程を「特定工程」として指定し、中間検査に合格しなければ、特定工程の次工程に係る工事に着手できないことにしている。
- ◆中間検査は、特定工程に係る工事を終えたときから4日以内に申請すること。中間検査の標準事務処理期間は4日以内としている。
- ◆土砂の仮置きは、県が現場ごとに安全上支障がないと認めるときは、中間検査を要しないことにしている。中間検査を要しない判断は県が行うので、事前に相談を行うこと。また中間検査を要しない場合にも定期報告は必要であるので注意すること。
- ◆検査では、職員が質問することがあるので、許可事業者及び条例第8条第1項第3号に定める現場責任者（以下同じ。）が立ち会って対応できるようにすること。

<中間検査を要する特定工程>

特定工程	中間検査の頻度
1. 地盤状態を確認する工程 根切り工事が完了した地盤の状態が設計図に定める土質及び深さであることを確認できる工程	・技術基準に定める地盤の状態を確認する工程
2. 盛土に埋設する排水設備設置の工程 特定盛土に埋設される排水設備が設計図に定める位置、勾配及び延長であることを確認できる工程	・盛土の高さ5m以内毎に埋設する排水設備を設置する工程
3. 特定工作物の基礎を設置する工程 特定工作物の基礎が設計図に定める位置、形状及び支持力であることを確認できる工程及び次に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める工程 ①事業区域内でコンクリートを打設する鉄筋コンクリート造基礎を施工するとき ➢当該基礎の配筋が設計図に定める配筋であることを確認できる工程 ②基礎杭を施工するとき ➢試験杭（工事着手日後最も早い日に施工される杭をいう。）の施工であつて、当該試験杭が設計図に定める杭の種別、位置、長さ、大きさ及び支持力であることを確認できる工程	・1箇所目、6箇所目、11箇所目、以降5を足した箇所ごとの工程 ➢太陽光発電施設の場合は、アレイ単位、又は基礎等で一体化した単位とする。

手 続 き

<中間検査の手続きフロー>



1 中間検査の申請（提出部数は2部）

(1) 特定事業中間検査申請書の記載事項

中間検査申請書の記載事項（参考様式6）	
1	許可事業者の氏名及び住所
2	特定工事に着手した日及び特定工程に係る工事が完了した日
3	検査する特定工程の内容
4	事業区域の所在地及び面積
5	特定事業の許可年月日及び許可番号
6	申請に係る手数料

(2) 申請書の添付書類

	添付書類	備考
1	工事写真	工事の各工程の状況及び特定工程に係る工事完了後の状況が分かるカラー写真
2	その他知事が別に定める書類	中間検査時点での施工状況を示した工程表（出来形曲線を示したもの）、図面及び数量等

2 中間検査の項目

(1) 書類の検査項目

	検査項目	細別	留意事項
1	施工体制	施工体制一般	・許可申請書（施工計画書）の内容と現場の施工体制、施工方法等が一致しているか。
		現場責任者	・特定工事を管理するための事務所に現場責任者が常駐しているか。
2	施工状況	施工管理	・出来形管理・写真管理が適切に行われているか。
		工程管理	・工程の点検が行われ、適切な工程が管理されているか。
		安全管理	・安全教育が実施されているか。 ・工事期間中に労働災害及び公衆災害が発生しなかった

第2章 盛土等及び斜面地の工作物の許可制度

			か。 ・過積載防止の取組みが行われているか。
		対外関係	・地元等から工事の苦情は無いかな。
3	出来形	出来形	・主たる工種及び重要な工種について、出来形の測定が、必要な測定項目で行われており、測定値が規格値を満足しているか。
		品質	・主たる工種及び重要な工種について、品質の測定が、必要な測定項目で行われており、測定値が規格値を満足しているか。
4	法令遵守等		・他法令について適切な手続きが行われているか。 ・条例に違反する事項がないか。

(2) 現地の検査項目

	特定工事	検査項目	留意事項
1	特定工事を行う地盤の状態を確認する工程 (床掘完了時)	支持地盤(直接基礎)	基準高(掘削面)を測量するとともに、掘削底面の土質状態をボーリング柱状図等と比較し、支持地盤の適否を確認する。
2	特定盛土に埋設される排水設備を設置する工程 (埋戻し前、設置完了時)	設計図書との対比 (不可視部分の出来形を含む)	埋設される排水設備の出来形(位置、勾配、延長)について設計図書と対比し、測定項目が規格値以内であるか確認する。測定項目は、出来形管理基準に従うこととする。
3	特定工作物の基礎を設置する工程	設計図書との対比 (不可視部分の出来形を含む)	基礎の出来形(位置、大きさ、支持力)について設計図書と対比し、測定項目が規格値以内であるか確認する。測定項目は、出来形管理基準に従うこととする。
	特定工作物の基礎を設置する工程 (鉄筋コンクリート造基礎の鉄筋組立完了時)	使用材料	設計図書に示された材料(品質・規格)を適切に使用しているか確認する。
		設計図書との対比	[鉄筋の径、加工寸法] 鉄筋の径及び加工寸法について、設計図書どおりであるか確認する。(代表的なもの3種類以上)
			[鉄筋の平均間隔、かぶり厚さ] 鉄筋の平均間隔やかぶり厚さを設計図書と対比し、規格値以内であるか確認する。(各2箇所以上)
			[スペーサー] 構造物の側面は2個以上/m ² 、底面は4個以上/m ² のスペーサーを適切に配置しているか、コンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するスペーサーを使用しているか確認する。(2箇所以上)
		[鉄筋の接手] 重ね継手の位置や長さは設計図書どおりであるか、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線で数箇所緊結されているか確認する。(2箇所以上) ガス圧接について、超音波探傷試験により規格値内であるか確認する。(品質管理点数の30%以上)	

第2章 盛土等及び斜面地の工作物の許可制度

			<p>[その他]</p> <p>鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、コンクリートの打設に際し、変形・異動の恐れがないか確認する。</p>
<p>特定工作物の基礎を設置する工程 (基礎杭の打込時)</p>	<p>使用材料</p>	<p>設計図書に示された材料(品質・規格)を適切に使用しているか確認する。</p>	
	<p>長さ</p>	<p>打設前に杭長を測定し、設計値以上であるか確認する。</p>	
	<p>溶接部の適否</p>	<p>外観検査(円周溶接部の目違い)、浸透探傷試験及び放射線透過試験により、溶接部の適否を確認する。また、中掘工法等で放射線透過試験が不可能な場合は、超音波探傷試験とする。</p>	
	<p>杭の支持力</p>	<p>貫入状況、打ち止まり状況等から支持層を確認するとともに、杭の支持力を算定し、設計支持力が得られているか確認する。</p>	

2. 8 特定事業の完了検査（条例第13条、規則第16条）

○特定工事を完了又は廃止したときは、完了検査に合格しなければ、特定事業の許可を受けた土地又は工作物を事業に使用することができない。

<条例>

（特定事業の完了検査）

第13条 許可事業者は、特定工事を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、その特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、知事の検査（以下「完了検査」という。）を受けなければならない。

2 知事は、完了検査の結果、特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認め、又は適合していないと認めたときは、規則で定めるところにより、許可事業者に通知するものとする。

3 許可事業者は、前項の規定による特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知を受ける前に許可に係る土地又は工作物を事業の用に供し、又は供させてはならない。

<規則>

（特定事業の完了検査）

第16条 条例第13条第1項の完了検査を受けようとする者は、特定事業を完了し、又は廃止した後、速やかに次に掲げる事項を記載した完了検査申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 特定工事に着手した日及び特定工事が完了した日

(3) 特定事業を行う位置及び区域

(4) 特定事業の許可年月日及び許可番号

(5) 完了検査に係る手数料の金額

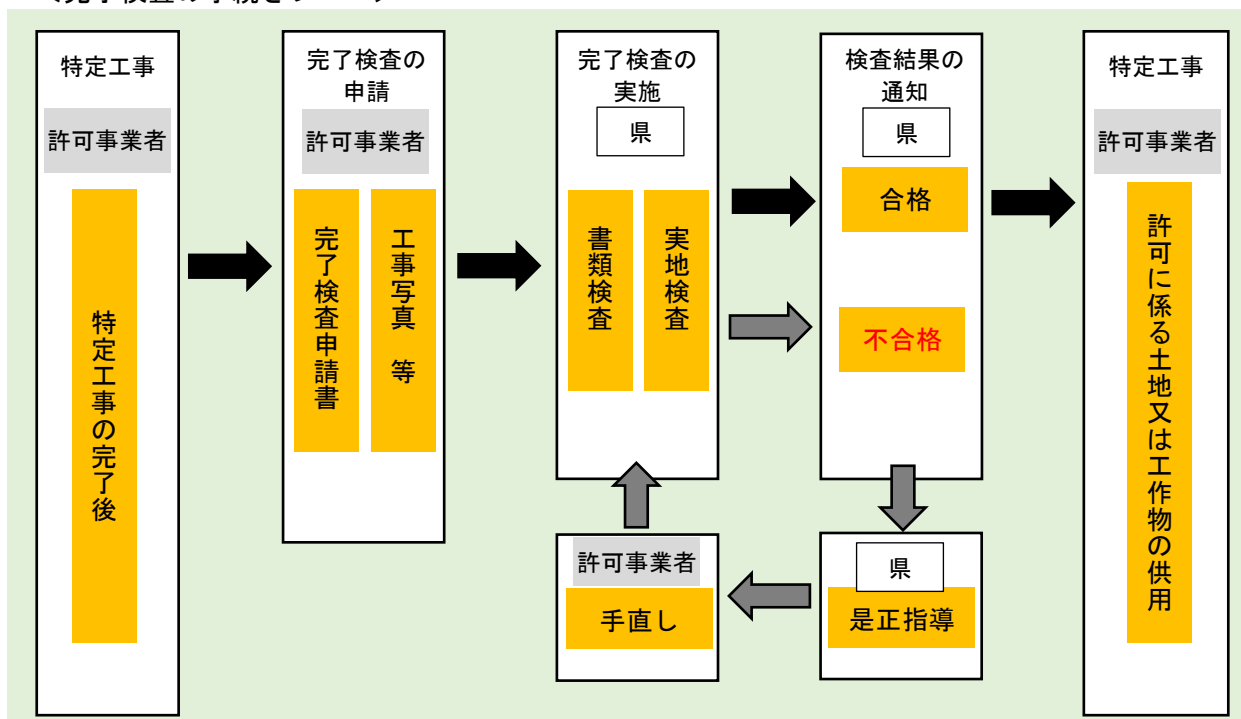
2 前項の完了検査申請書には、工事の状況を示すカラー写真（特定工事の各工程の状況及び当該特定工事の完了後の状況がわかるものに限る。）、条例第15条第1項の規定による報告その他知事が別に定める書類を添付しなければならない。

解 説

- ◆完了検査は、特定工事が技術基準に適合した状態で完成したことを検査する他、完了後の定期報告に係る開始時期を明確にするために設けたものである。また、土地の所有者等に対して、維持管理に係る義務の履行が開始することを示すものでもある。
- ◆「完了」とは、事業計画に定めたとおりに工事が完成したことをいう。
- ◆「廃止」とは、特定事業を途中で取りやめたことをいい、事業計画を変更して事業を廃止する場合（事業規模を縮小して特定事業に該当しない事業となった場合を含む。）は、条例の技術基準に適合した上で、事業計画に示す災害発生の防止措置が図られているときに、本条の完了検査の規定を適用する。技術基準に適合しない廃止や災害発生の防止措置が不十分である場合は、事業計画の変更に係る変更許可を要することになり、変更許可の手続きにおいて技術基準への適合を確認し、その後完了検査を行う。
- ◆完了検査は、特定工事を終えたときから4日以内に申請すること。完了検査の標準事務処理期間は7日以内としている。
- ◆完了検査に合格しなければ、許可事業に係る土地及び工作物を事業の用に使用できない。
- ◆検査では、職員が質問することがあるので、許可事業者及び現場責任者が立ち会って対応できるようにすること。

手 続 き

＜完了検査の手続きフロー＞



1 完了検査の申請（提出は2部）

(1) 特定事業完了（廃止）検査申請書

完了検査申請書の記載事項（参考様式7）	
1	許可事業者の氏名及び住所
2	特定工事に着手した日及び完了した日
3	特定事業を行う位置及び区域
4	特定事業の許可年月日及び許可番号
5	申請に係る手数料

(2) 申請書の添付書類

	添付書類	備考
1	工事写真	工事の各工程の状況及び工事完了後の状況が分かるカラー写真
2	工事中の定期報告に添付する書類 ＜次に掲げる書類を除く＞ ①施工した特定盛土等のカラー写真（1週間以内に撮影したものに限る。） ②出来形部分の状況を撮影したカラー写真（1週間以内に撮影したものに限る。） ③報告に係る期間に施工した盛土等で、盛土等の施工の完了後に技術基準への適合が目視により確認できない部分について出来形部分の施工の状況を撮影したカラー写真	特定工事を完了（廃止）する直前の期間における定期報告は、完了検査申請書に添付 ・①②の完了検査に添付する工事写真と重複する写真は省略する。 ・③の書類が省略できる場合は、出来形部分の状況が完了検査で確認できる場合に限る。
3	その他知事が必要と認めた書類	完成図、完成数量、出来形資料、点検チェックシート等

2 完了検査の項目

(1) 書類の検査項目

	検査項目	細別	留意事項
1	施工体制	施工体制一般	・許可申請書（施工計画書）の内容と現場の施工体制、施工方法等が一致しているか。
		現場責任者	・特定工事を管理するための事務所に現場責任者が常駐しているか。
2	施工状況	施工管理	・出来形管理・写真管理が適切に行われているか。
		工程管理	・工程の点検が行われ、適切な工程が管理されているか。
		安全管理	・安全教育が実施されているか。 ・工事期間中に労働災害及び公衆災害が発生しなかったか。 ・過積載防止の取組みが行われているか。
		対外関係	・地元等から工事の苦情は無いかな。
3	出来形	出来形	・主たる工種及び重要な工種について、出来形の測定が、必要な測定項目で行われており、測定値が規格値を満足しているか。
		品質	・主たる工種及び重要な工種について、品質の測定が、必要な測定項目で行われており、測定値が規格値を満足しているか。
4	法令遵守等		・他法令について適切な手続きが行われているか。 ・条例に違反する事項がないか。

(2) 現地の検査項目

	検査項目	測定項目
1	事業区域	事業区域の境界
2	盛土・切土	位置、基準高、寸法、勾配 等
3	工作物	位置、寸法、構造方法、材料の種別 等
4	擁壁等	位置、寸法、勾配、材料の種別 等
5	のり面保護	位置、寸法、のり面保護の方法、植生状況 等
6	排水施設	位置、材料の種類、寸法、勾配 等
7	安全対策	土砂の崩壊・流出による災害が、隣接地・周辺地域に生じないように安全上必要な措置の有無、位置、寸法 等
8	排水対策	事業地内の雨水等を適切に排出し、周辺地域に溢水、汚水等の被害を生じないように排水路、沈砂池、洪水調節池の設置の有無、位置、寸法 等
9	産業廃棄物	盛土等への産業廃棄物の混入の有無
10	その他	現地の状況に応じた内容

2. 9 特定事業の許可の取消し（条例第14条）

○条例に違反した場合は、許可を取り消すことができる。

<条例>

（許可の取消し）

- 第14条 知事は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第7条第1項及び第9条第1項の許可を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により、第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。
 - (2) 第7条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 第7条第1項又は第9条第1項の許可に係る事業計画に違反して特定事業を実施したとき。
 - (4) 第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに特定工事に着手せず、又は1年以上特定工事を中断しているとき。
 - (5) 第7条第2項（第9条第3項において準用する場合を含む。）に規定する事業計画書に示された特定事業の完了予定日の翌日から起算して14日を経過する日までに完了検査を受けなかったとき。
 - (6) 第12条第1項の規定による中間検査を受けずに、又は同条第2項の規定による特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知を受けずに特定工程後の工程の工事に着手したとき。
 - (7) 前条第1項の規定による完了検査を受けずに、又は同条第2項の規定による特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知を受けずに許可に係る土地又は工作物を事業の用に供し、又は供させたとき。
 - (8) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (9) 第18条第1項の規定による保証金の預入が必要な場合において、保証金の預入をせず、又は同条第3項の規定による質権設定契約の締結をせず、若しくは当該質権の設定について県に対抗要件を備えさせずに特定事業を実施したとき。
 - (10) 第31条第1項、第2項、第4項又は第5項の規定による命令に違反したとき。

解 説

- ◆違反事業者には、許可効力の有無によらず条例に基づく措置（命令・罰則）を講ずることが可能であるが、命令等に従わない等の者に対して、許可効力を取り消すことは当然であり、本規定を設けている。
- ◆有効期限等を定めていない許可効力については、許可取り消しを受けるまでは無期限に存続するものと解されているが、工事に着手しないままで時間が経過すると、土地の相続に係る権利関係、周辺の開発による環境の変化、技術基準の内容などの状況が変化するため、特定事業の許可を受けてから工事に1年間着手しない場合、工事を1年間中断している場合は許可を取り消すことができることにした。
- ◆工事の未着手は着手届、工事の中断は定期報告や定期巡視で確認する。
- ◆工事を中断しているからといって、一律に許可を取り消すものではないが、土砂を搬入する予定の工事が遅延することなどの理由である場合は、事業計画の変更などの措置を求めることにしている。

<許可の取消し要件>

	取り消しの要件
1	偽りその他不正手段により許可を受けたとき。
2	許可条件に違反したとき。
3	許可に係る事業計画に違反して特定事業を実施したとき。
4	許可日から1年を経過した日までに特定工事に着手しないとき、又は1年以上特定工事を中断しているとき。
5	事業計画に記載した特定事業の完了予定日の翌日から起算して14日を経過する日までに完了検査を受けなかったとき。
6	中間検査を受けないとき、又は中間検査の合格通知を受けずに特定工程後の工程の工事に着手したとき。
7	完了検査を受けないとき、又は完了検査の合格通知を受けずに土地又は工作物を事業に使用したとき。
8	定期報告していないとき、又は虚偽の報告をしたとき。
9	保証金の預入、質権設定契約の締結、対抗要件を備えさないうで特定事業を実施したとき。
10	条例に基づく命令に違反したとき。

2. 10 定期的な報告（条例第15条、規則第17条、第18条）

- 許可事業者は、工事の進捗状況等について、6カ月ごとに定期報告を提出すること。
- 特定工事の完了後は、事業区域の維持管理状況等について、1年毎に定期報告を提出すること。

<条例>

（定期的な報告）

第15条 許可事業者は、特定工事に着手した日から特定工事を完了し、又は廃止する日までの間において、6月ごとの当該期間における特定工事の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 特定事業の許可年月日及び許可番号
- (3) 特定事業を行う区域及び位置
- (4) 報告の対象となる期間
- (5) 前号の期間中における次に掲げる事項
 - ア 事業区域に土砂を搬入させた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - イ 搬入した土砂の数量及び土砂の搬出元の土地の住所又は所在地
 - ウ 特定工事の進捗状況
 - エ 事業区域における災害発生の防止のための必要な措置
- (6) その他規則で定める事項

2 特定盛土に係る工事を行った許可事業者は、規則で定める場合を除き、当該特定事業の完了又は廃止の日から10年間（10年目の期間において第2号又は第3号に掲げる措置に異変又は不備が生じていると知事が認めた場合にあつては、当該異変又は不備が改善されるまでの間）、1年ごとの当該期間における事業の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 報告の対象となる期間の特定盛土に係る維持管理の状況
- (3) 前項第5号ウに掲げる事項
- (4) 第4条第3項各号に掲げる費用その他事業者の義務の履行の確保のための費用（以下「防災・環境保全費用」という。）を確保している状況
- (5) その他規則で定める事項

3 前項の規定は、特定工作物を設置した場合について準用する。この場合において、前項中「特定盛土」とあるのは「特定工作物」と、「10年間（10年目の期間において）」とあるのは「当該特定工作物を撤去するまでの間（特定工作物の撤去後に）」と読み替えるものとする。

<規則>

（特定工事中の定期的な報告）

第17条 条例第15条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、報告に係る期間中に特定事業を廃止し、又は完了した場合にあつては第1号及び第2号に掲げる書類の、報告に係る期間に施工が完了した盛土等及び工作物の部分（以下「出来形部分」という。）の状況が確認できる場合にあつては第4号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 施工した特定盛土等のカラー写真（1週間以内に撮影したものに限る。）
- (2) 出来形部分の状況を撮影したカラー写真（1週間以内に撮影したものに限る。）
- (3) 別表第2の15の項に規定する平面図及び同表の17の項に規定する断面図に、前号の出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した図面
- (4) 報告に係る期間に施工した盛土等で、盛土等の施工の完了後に技術基準への適合が目視により確認できない部分について出来形部分の施工の状況を撮影したカラー写真
- (5) 施工した盛土に用いた土砂が確認できるカラー写真
- (6) その他知事が別に定める書類

2 条例第15条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 盛土に用いた土砂の土質
- (2) 事業区域に搬入された土砂の状況
- (3) その他知事が別に定める事項

(特定事業完了後の定期的な報告)

第18条 条例第15条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 土砂の仮置きであって、特定事業の完了検査の結果に係る通知（当該特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認めるものに限る。）を受け、仮置きした全ての土砂を撤去したことを知事が確認した場合
- (2) 特定事業を行っている間において、事情の変更により当該特定事業が第7条各号のいずれかに該当することとなった場合
- (3) その他知事が別に定める場合

2 条例第15条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 施工した特定盛土等のカラー写真で、6月以前に撮影したもの及び1週間以内に撮影したもの
- (2) その他知事が別に定める書類

3 条例第15条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業区域における取付道路、排水設備、沈砂池、調整池その他付属施設並びに盛土等及び斜面地の維持管理の状況
- (2) その他知事が別に定める事項

解 説

- ◆定期報告は、特定工事の進捗、盛土等・工作物の施工に係る状況等、特定盛土及び特定工作物が完成した後の維持管理に係る状況等を確認することを目的にしている。
- ◆定期報告を受付けた場合に、定期巡視等で現地を確認する場合があるので、許可事業者、工事の現場責任者、又は維持管理の責任者は、立ち合いできるように準備すること。
- ◆規則第18条第1項各号に掲げる完了後の定期報告を要しない事業については、事業者はその旨を通知する。

<完了後の定期報告を不要とするもの>

区分	定期報告を不要とする条件
土砂の仮置き	完了検査に合格した上で、全ての仮置き土砂を撤去したことが確認できたとき
特定事業の事情の変更	規則第7条に掲げるいずれかの特定事業に該当することになったとき（採石法、砂利採取法、廃掃法の許認可区域で行う特定事業になったとき）
その他知事が別に定める場合	平野部で行われた以下の事業であって、県が安全上支障がないことを確認したとき <ul style="list-style-type: none"> ・単純な造成であること（農地を転用した駐車場等） ・斜面が生じていない宅地造成であること（擁壁の高さが2mを超えたものの、県が構造計算により安全性を確認したもの）

手 続 き

1 特定工事中の定期報告（提出は2部）

(1) 報告の期間、頻度、提出時期

工事区分	報告の期間	報告の頻度	報告書の提出時期
特定盛土	工事の着手日から完成日まで	工事着手日から6カ月ごと	6カ月を経過した日から20日以内
特定工作物			

(2) 報告書の記載事項

	報告書（工事中）の記載事項（参考様式8）	備考
1	許可事業者の氏名及び住所	
2	特定事業の許可年月日及び許可番号	
3	特定事業を行う区域及び位置	
4	報告の対象となる期間	
5	報告期間における次の事項 ①事業区域に土砂を搬入した者の氏名及び住所 ②搬入した土砂数量及び土砂搬出元の土地の住所又は所在地 ③特定工事の進捗状況 ④事業区域における災害発生の防止に必要な措置	
6	盛土に用いた土砂の土質	
7	事業区域に搬入した土砂の状況	
8	その他知事が別に定める事項	なし

(3) 報告書の添付書類

	添付書類	
1	写真（事業区域）	報告期間の最後の日前1週間以内に撮影したもの
2	写真（出来形部分）	報告期間の最後の日前1週間以内において設置した盛土等及び工作物の出来形部分の状況を撮影したもの
3	図面（平面図・断面図）	特定事業の平面図及び断面図に、出来形部分の形状、数量及び寸法を記載したもの
4	写真（不可視部分）	報告期間に設置した盛土等又は当該盛土等の一部で盛土等の完了後に目視により確認できないものの出来形部分の状況を撮影したもの
5	写真（土砂以外の混入物がないこと）	報告期間に施工した盛土に土砂以外のものが混入していないことが確認できるもの
6	その他知事が別に定める事項	①工事に係る工程表（出来形曲線を記入したもの） ②土砂の搬入管理表（参考様式8別紙1-1、別紙1-2及び別紙2） ③事業区域における災害発生防止のための必要な措置の報告書（参考様式8別紙2）

2 特定事業完了後の定期報告（提出は2部）

(1) 報告の期間、頻度、提出時期

工事区分	報告期間	報告の頻度	報告書の提出時期
特定盛土	工事完了（廃止）日から10年間	工事完了（廃止）日から1年ごと	1年を経過した日から20日以内
特定工作物	工事完了（廃止）日から工作物を撤去するまでの間		

○報告期間中に特定盛土等の維持管理状況、事業区域の災害発生防止の措置に異変や不備がある場合は、改善措置を行い安全性が確認できるまでは報告期間を延長する。

(2) 報告書の記載事項

	報告書（工事中）の記載事項（参考様式9）	備考
1	許可事業者の氏名及び住所	
2	報告期間の特定盛土の維持管理の状況	
3	事業区域における災害発生防止のために必要な措置	
4	防災・環境保全費用の確保の状況	
5	事業区域の取付道路、排水設備、沈砂池、調整池その他付属施設、盛土等及び斜面地の維持管理の状況	
6	その他知事が別に定める事項	なし

(3) 報告書の添付書類

	添付書類	
1	写真（特定盛土等）	報告日の6カ月前に撮影したもの
2	写真（特定盛土等）	報告日の1週間以内に撮影したもの
3	その他知事が別に定める事項	①事業区域における災害発生防止のための必要な措置の報告書（参考様式9別紙1） ②点検チェックシート

2. 1 1 特定事業の承継（条例第16条、規則第19条）

○許可事業者が特定事業に係る権利を別の者に全部譲渡した場合は、譲り受けた者が条例に係る地位を承継する。

<条例>

（特定事業の承継）

第16条 許可事業者から特定事業の全部を譲り受けた者は、当該許可事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 許可事業者について相続、合併又は分割（特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により特定事業の全部を承継した法人は、当該事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

3 前2項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出るとともに、所有者等に通知しなければならない。

<規則>

（特定事業の承継に係る届出）

第19条 条例第16条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書及び特定事業の承継を証する書類の写しに条例及びこの規則の規定を遵守することを誓約する書面（様式第2号）を添えて知事に提出することにより行うものとする。

- (1) 特定事業を承継した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 承継した特定事業の概要
- (3) 承継した特定事業の事業区域の所在地及び面積
- (4) 特定事業を承継した日
- (5) 特定事業を承継した理由
- (6) 特定事業の許可年月日及び許可番号
- (7) 条例第18条の保証金に関する事項

解 説

- ◆特定事業の譲渡・相続、許可事業者たる法人の合併・分割により事業者が変更になる場合は、特定事業に係る責務を負う者の所在を明らかにする必要があるため、事業承継の手続きを定めている。
- ◆特定事業の全てを譲渡する場合は、「技術審査を伴うような事業計画の変更が生じるものではないこと」、「譲受人にとっても手続きの軽減が図られること」の理由から、新たに許可を取得させる必要はないこととしている。
- ◆特定事業を分割して譲渡する場合は、「災害が生じたときの責任の所在が不明確になること」、「事業分割による技術基準への適合審査が必要になること」から新たに許可を要することとしている。
- ◆特定事業を行う土地の所有者等には、条例による責務が生じているため、事業者が承継により変更したことを知らせるために、承継の事実を通知するようにしている。
- ◆保証金の預入を伴う特定事業は、譲受人が保証金を改めて預託しなければならない。この場合の手続き等については、「2.12特定事業に係る保証金の預入等」を参照のこと。

<承継の取り扱い>

	承継するとき	承継する者	承継する者の条件
1	相続	相続人	相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者
2	合併	法人	合併後存続する法人、合併により設立した法人
3	分割	法人	分割により特定事業の全部を承継した法人

手 続 き

1 届出書の提出（提出は2部）

- 特定事業を承継した者（以下「事業承継者」）は、遅延なく、承継した旨を、届け出ること。
- 事業承継者は、土地の所有者等に対して事業を承継した旨を通知すること。
- 事業承継者は、条例第8条第4号に掲げる要件に該当しないことが当然であり、届出書の提出にあたっては参考様式1-3に示す誓約書の添付を求めることにしている。

2 届出書の記載事項

記載事項（参考様式10）	
1	特定事業を承継した者の氏名及び住所
2	承継した特定事業の概要
3	承継した特定事業の事業区域の所在地及び面積
4	特定事業を承継した日
5	特定事業を承継した理由
6	特定事業に係る許可年月日及び許可番号
7	保証金に関する事項

3 添付書類

- 特定事業の承継を証する書類の写し
- 特定事業の承継に係る誓約書（規則様式第2号）
- 特定事業の許可に係る誓約書（参考様式1-3）

2. 12 特定盛土等の廃止時検査（条例第17条、規則第20条）

○特定盛土等を事業に使用しない場合は、当該特定盛土等を撤去して、斜面の安全確保に必要な措置を行う他、当該措置が適切に行われていることについて、廃止時検査を受けること。

<条例>

（特定盛土等の撤去等）

第17条 許可事業者（前条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条において同じ。）は、第7条第1項の許可を受けた特定事業に係る特定盛土等を事業の用に供しないこととする場合又は特定盛土に係る盛土等を撤去し、若しくは特定工作物を廃止する場合においては、当該特定盛土等の撤去その他の斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、許可事業者は、規則で定めるところにより、同項の措置が適切に実施されているかどうかについて、遅滞なく、知事の検査（以下「廃止時検査」という。）を受けなければならない。

3 知事は、廃止時検査の結果、当該事業区域及びその周辺の土地の区域において、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされていると認め、又はなされていないと認めたときは、規則で定めるところにより、許可事業者及び所有者等に通知するものとする。

<規則>

（特定盛土等の廃止時検査）

第20条 条例第17条第2項の廃止時検査を受けようとする者は、速やかに次に掲げる事項を記載した廃止時検査申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 特定工事に着手した日及び特定工事が完了した日
- (3) 条例第17条第1項に規定する措置に着手した日及び当該措置が完了した日
- (4) 事業区域の所在地及び面積
- (5) 特定事業の許可年月日及び許可番号
- (6) 廃止時検査に係る手数料の金額

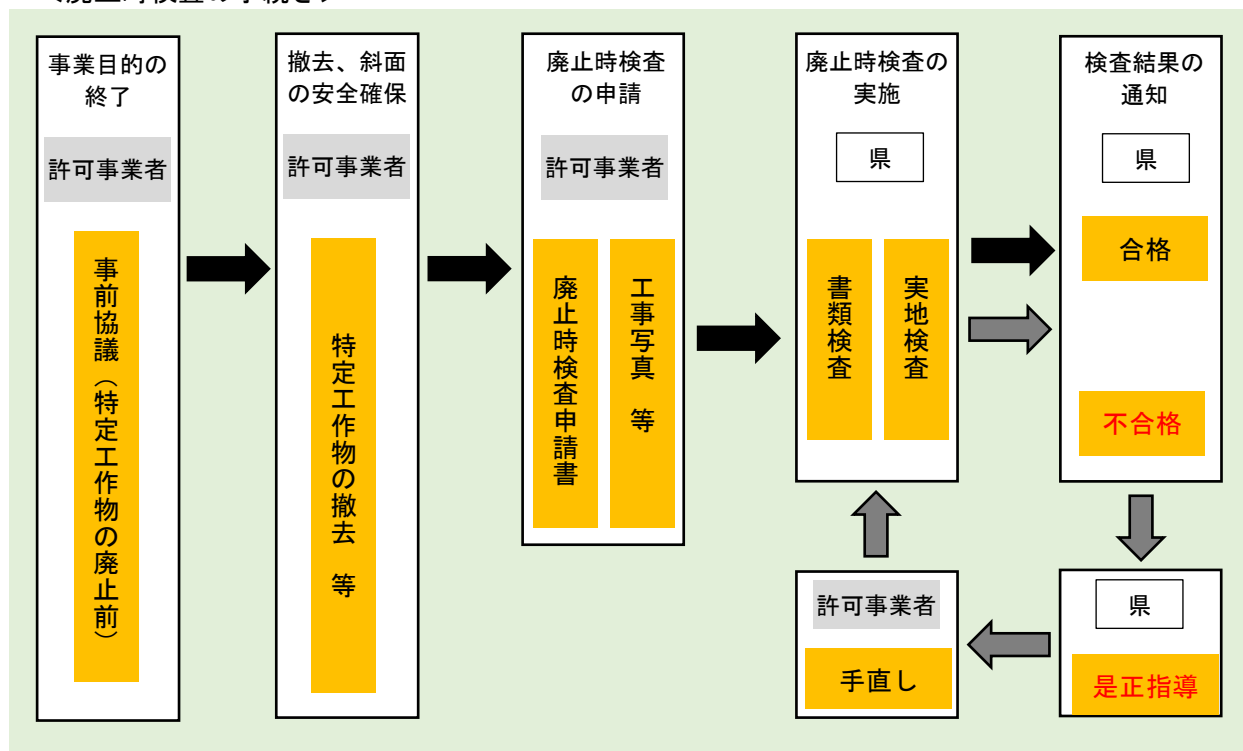
2 前項の規定により提出する書類には、工事の状況を示すカラー写真（特定盛土等の撤去の状況及び斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために講じられた措置の状況がわかるものに限る。）その他知事が別に定める書類を添付しなければならない。

解 説

- ◆特定事業の目的を終えた工作物等が、長期に放置され、斜面の安全に支障が生じることを防止するため、当該工作物等の撤去、撤去後の土地に係る災害発生防止の措置を求め、斜面の安全確保等の措置が講じられたことを廃止時検査で確認することとしている。
- ◆「事業の目的を終えた」とは、例えば太陽光発電施設又は風力発電施設において、発電事業を終えたとき（事業の中止を含む）、又は耐用年限経過により使用できなくなったときなどが考えられる。
- ◆廃止時検査は、盛土・工作物を撤去し、災害発生防止の措置に係る工事を終えたときから4日以内に申請すること。廃止時検査の標準事務処理期間は7日以内としている。
- ◆検査では、職員が質問することがあるので、許可事業者及び撤去を施工した現場責任者が立ち会って対応できるようにすること。

手 続 き

＜廃止時検査の手続き＞



1 廃止時検査の申請（提出は2部）

(1) 廃止時検査申請書

廃止時検査申請書の記載事項（参考様式11）	
1	許可事業者の氏名及び住所
2	特定工事に着手した日及び完了した日
3	特定盛土・特定工作物の撤去、斜面の安全確保の措置に着手した日及び完了した日
4	事業区域の所在地及び面積
5	特定事業の許可年月日及び許可番号
6	申請に係る手数料

(2) 申請書の添付書類

	添付書類	備考
1	工事写真	撤去の状況、斜面の安全確保の措置が分かるカラー写真
2	その他知事が別に定める書類	①工作物等を撤去した完成図 ②完成数量 ③廃棄物処分に係るマニフェスト ④法面保護に関する資料 ⑤出来形資料 ⑥点検チェックシート等

2 廃止時検査の項目

(1) 書類の検査項目

	検査項目	細別	留意事項
1	施工体制	施工体制一般	・許可申請書（施工計画書）の内容と現場の施工体制、施工方法等が一致しているか。
		現場責任者	・特定工事を管理するための事務所に現場責任者が常駐しているか。

第2章 盛土等及び斜面地の工作物の許可制度

2	施工状況	施工管理	・出来形管理・写真管理が適切に行われているか。
		工程管理	・工程の点検が行われ、適切な工程が管理されているか。
		安全管理	・安全教育が実施されているか。 ・工事期間中に労働災害及び公衆災害が発生しなかったか。 ・過積載防止の取組みが行われているか。
		対外関係	・地元等から工事の苦情は無いかな。
3	出来形	出来形	・主たる工種及び重要な工種について、出来形の測定が、必要な測定項目で行われており、測定値が規格値を満足しているか。
		品質	・主たる工種及び重要な工種について、品質の測定が、必要な測定項目で行われており、測定値が規格値を満足しているか。
4	法令遵守等		・他法令について適切な手続きが行われているか。 ・条例に違反する事項がないか。

(2) 現地の検査項目

	検査項目	測定項目
1	事業区域	事業区域の境界
2	盛土・切土	位置、基準高、寸法、勾配 等
3	工作物	位置、寸法、構造方法、材料の種別 等
4	擁壁等	位置、寸法、勾配、材料の種別 等
5	のり面保護	位置、寸法、のり面保護の方法、植生状況 等
6	排水施設	位置、材料の種類、寸法、勾配 等
7	安全対策	土砂の崩壊・流出による災害が、隣接地・周辺地域に生じないように安全上必要な措置の有無、位置、寸法 等
8	排水対策	事業地内の雨水等を適切に排出し、周辺地域に溢水、汚水等の被害を生じないように排水路、沈砂池、洪水調節池の設置の有無、位置、寸法 等
9	産業廃棄物	盛土等への産業廃棄物の混入の有無
10	その他	現地の状況に応じた内容

2.1.3 特定事業に係る保証金の預入等（条例第18条～第21条、規則第21条）

- 斜面地で行う特定事業は、金融機関に保証金を預託し、県と質権設定に係る契約を行う他、県に対抗要件を備え付けさせること。
- 保証金は、事業区域で災害が発生した場合に、復旧措置を県が行政代執行で講じたときの費用に充てることができる。

<条例>

（特定事業に係る保証金の預入）

第18条 事業者（第16条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条から第21条までにおいて同じ。）は、次に掲げる特定事業の実施に係る第7条第1項又は第9条第1項の許可の申請に当たっては、規則で定めるところにより、あらかじめ防災・環境保全費用に係る現金（以下「保証金」という。）を事業者が知事と協議して定める金融機関に預入しなければならない。この場合において、金融機関への預入は、日本国内において開設される預金口座に入金されるものでなければならない。

（1） 特定盛土に係る工事を行う事業のうち斜面地において建設発生土を盛土し、又は宅地造成を行う事業

（2） 特定工作物に係る工事を行う事業

2 保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（1） 事業者が実施しようとする特定事業に係る工事費の総額の100分の5に相当する額

（2） 事業区域の面積に1ヘクタール当たり200万円を乗じて算定した額

3 第1項の規定により保証金を預入した者は、第7条第1項の規定に基づく知事の許可を受けるまでに、当該保証金に係る預金債権について県を質権者とする質権を設定するため、県と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、県に対抗要件を備えさせなければならない。

4 第16条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者に係る前項の規定の適用については、同項中「第7条第1項の規定に基づく知事の許可を受けるまでに」とあるのは、「第16条第1項又は第2項の規定により許可事業者の地位を承継した際に、特定工事に着手していない場合にあつては特定工事に着手するまでに、特定工事に着手している場合にあつては第16条第3項の規定に基づく知事への届出を行った後直ちに」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、既に特定事業を実施している事業者が新たに事業計画の変更（第9条第1項ただし書に規定する変更を含む。）をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

（特定事業に係る保証金の公表）

第19条 知事は、前条の規定に基づき事業者が保証金の預入をしたときは、当該預入をした旨及び当該保証金の額を公表するものとする。

（保証金の使途）

第20条 保証金は、事業者が第31条第1項、第2項、第4項又は第5項に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、斜面の安全の確保、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に支障が生じると認める場合は、当該保証金を県が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は第3条第3項の規定により斜面の安全の確保、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全をするために講ずる措置に要する費用に充てることができる。

2 前項に規定する場合のほか、保証金は、事業者が廃掃法第19条の5第1項又は第19条の6第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあり、かつ、廃掃法第19条の8第1項第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当すると認める場合は、当該保証金を県が同項の規定により講ずる支障の除去等の措置に要する費用に充てることができる。

- 3 知事は、前2項の措置を講じた場合において、保証金の額が当該措置に要した費用の額より少ないときは、その差額を事業者に負担させることができる。
- 4 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法又は廃掃法第19条の8第5項において準用する行政代執行法の規定の例によるものとする。

(質権設定契約の解除等)

第21条 知事は、次に掲げる場合には、第18条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

- (1) 第8条第3項(第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、許可の申請に対して許可をしないこととし、その旨を通知したとき(既に特定工事に着手している場合を除く。)
- (2) 第9条第1項の規定に基づく事業計画の変更により、変更後の事業が特定事業に該当しないこととなったとき(斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置が講じられていると知事が認めるときに限る。)
- (3) 第14条の規定に基づき、特定事業の実施に係る許可を取り消したとき(既に特定工事に着手している場合を除く。)
- (4) 第16条第1項又は第2項の規定による事業者の地位の承継があった場合において、事業者の地位を承継した者と新たに第18条第4項の規定により読み替えて適用する同条第3項の規定に基づく質権設定契約を締結し、及び当該質権の設定につき県に対抗要件を備えさせたとき。
- (5) 事業者が次に掲げる通知を受けたとき。

ア 特定盛土にあっては、当該特定盛土に係る完了検査の結果に係る通知(当該特定盛土が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。)

イ 特定工作物にあっては、当該特定工作物に係る廃止時検査の結果に係る通知(斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされていると認める旨の通知に限る。)

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、知事が質権設定契約を解除することが適当と認めるとき。
- 2 事業者は、第9条第1項の規定に基づく事業計画の変更により預入をすべき保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは、第18条第1項の規定により預入した保証金の減額を知事に申し入れることができる。
- 3 前項の規定による申入れがあった場合において、知事は、保証金の減額を行っても適切に斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされると認めるときは、保証金の減額を行うことができる。
- 4 知事及び事業者は、前項の規定により保証金の減額を行う場合は、第18条第3項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとする。

<規則>

(保証金の預入)

第21条 条例第18条第1項の保証金は、同条第2項の規定により算定した額(以下「算定額」という。)を条例第7条第2項の許可申請書を提出する前に預入するものとする。ただし、特定工事の期間が3年以上の特定事業を行う中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)又は個人事業者は、条例第7条第2項の許可申請書を提出する前に算定額の2分の1に相当する額以上の額を預入し、残額を特定工事の期間の年数(1年未満の端数は切り捨てるものとする。)で除して得た額(1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とする。次項において「分割額」という。)を条例第7条第1項の許可を受けた年度から毎年度3月31日(最終の預入にあっては、特定工事の期間が終了する6月前までの日)までに預入することができる。

2 前項ただし書の規定により保証金の預入を行う場合において、算定額と前項の規定により預入する額との間に差額が生じる場合は、最初に分割額を預入する際に、分割額に当該差額を合算した額を預入するものとする。

3 条例第18条第5項に規定する場合において、事業計画を変更する前の算定額から増加する額(以下この条において「増加額」という。)が10万円未満の場合は、預入を要しないものとする。

る。

- 4 増加額の預入は、条例第9条第3項において準用する条例第7条第2項の許可申請書又は第12条の届出書（以下この項において「変更許可申請書等」という。）を提出する前に預入するものとする。ただし、中小企業者又は個人事業者は、変更に係る工事に着手する日から変更後の特定工事の期間が終了するまでの期間（以下「残工事期間」という。）が3年以上ある場合、変更許可申請書等を提出する前に増加額の2分の1に相当する額以上の額を預入し、増加額にかかる残額及び事業計画を変更する前の算定額の未預入額の合計額を残工事期間の年数（1年未満の端数は切り捨てるものとする。）で除して得た額（1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）を条例第9条第1項の許可を受け、又は第12条の届出書を提出した年度から毎年度3月31日（最終の預入にあつては、特定工事の期間が終了する6月前までの日）までに預入することができる。
- 5 第2項の規定は、前項の増加額の預入を行う場合に準用する。

解 説

< 条例 >

- ◆ 特定事業による盛土等や工作物については、災害が発生した場合の撤去や廃棄に係る費用が多額になり、また資金不足等から適切な対応がなされなかった時の影響が大きいことから、このような事態に備えて、斜面地で行う特定事業に対して、県が行政代執行の措置を講じた場合に費用に充当する費用を許可の際に保証金として確保する制度とした。
- ◆ 保証金を預入する金融機関は、長期間の保証金の預入が負担になると考えられ、預入可能な金融機関を「事業者が知事と協議して定める金融機関」として県が事前確認しており、県内における主な金融機関（鳥取銀行、山陰合同銀行、鳥取・倉吉・米子信用金庫）には、本条例に係る保証金を預入することについて承諾を得ている。
- ◆ 「特定事業に係る工事」とは、特定工事を含む特定事業全般に係る工事を対象にしている。例えば特定事業に付帯する取付道路、擁壁、沈砂池、配水池などの工事費は、保証金額の算定対象になる。
- ◆ 保証金に係る「質権設定契約の締結」、「質権の対抗要件」については、変更許可、事業承継についても同様の措置を求める
- ◆ 保証金に係る質権設定は、特定盛土にあつては完了検査に合格した後、特定工作物にあつては廃止時検査に合格した後に質権を解除することとしている。
- ◆ 特定事業の承継を受けた者は、条例第18条第3項のとおり、その際に保証金を預入しなければならない。
- ◆ 保証金に係る事務は、「鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保の関する条例第18条第1項に規定する保証金に関する事務処理要領」により手続きを定めている。

< 規則 >

- ◆ 事業計画の変更に伴い預入すべき保証金の額が増加（軽微な変更に係る増額を含む。）するときは、変更許可の申請書を提出するまでに、保証金を預け入れする必要があるが、増加額が10万円未満となる場合は、保証金の預入を要しないこととしている。
- ◆ 保証金は、許可申請書を提出する前に一括して金融機関に預入することとしているが、事業者が個人事業者又は中小企業者であつて、特定工事を3年以上の期間で行う場合は、保証金を分割納付することができることにしている。
- ◆ 保証金を分割納付する場合は、許可申請書提出までに保証金額の1/2を預入し、残額を特定工事年数で割った回数（1年未満の端数は切り捨て）で分割した額（第1回目の分割額納付時に分割後の保証金の端数の額を預け入れすること。）を年度末までに分割して預入できることにしている。
- ◆ 分割納付の期間に事業計画を変更して保証金額が増加する場合は、事業計画を変更する工事に着手する日から3年以上の工事期間がある場合に限り、分割納付を認めている。

<保証金に関する取扱い>

項目	内容
対象事業	次のいずれかの事業となる行為 ① 斜面地で行う特定盛土に係る事業（残土処分場、宅地造成等） ② 特定工作物に係る事業（風力発電施設や太陽光発電施設）
預入する額	次のうちいずれか高い額（個人事業者又は中小事業者は分割預託が可能） ① 特定事業に係る工事費の5% ② 事業区域の面積1ha当たり200万円
公表	保証金の預入をしたとき、預入した旨及び保証金の額を公表 ・ 県公式ホームページ（とりネット）で公表する。
使 途	斜面の安全の確保、災害発生の防止等のために、県が事業者に代わって講じる措置に要する費用に充当。
質権の解除	次のうちいずれかに該当する場合、県が預託金に設定した質権を解除 ① 許可の申請に対して許可しない決定をしたとき ② 事業計画の変更により、特定事業に該当しないこととなったとき ③ 特定事業の許可を取り消したとき ④ 新たな質権設定契約を締結したとき ⑤ 特定盛土は、完了検査に合格したとき ⑥ 特定工作物は、工作物の撤去後、廃止時検査に合格したとき

<鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例第18条第1項に規定する保証金に関する事務処理要領>

（目的）

第1条 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。）第18条第1項（同条第5項の規定により準用する場合を含む。）に規定する保証金（以下単に「保証金」という。）に係る事務処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（保証金の預入）

第2条 保証金の預入は、定期預金によるものとする。

2 前項の定期預金は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該定期預金の預入が条例第21条第1項の規定による質権設定契約の解除又は同条第3項の規定による保証金の減額が行われるまでの間において、継続又は更新されるものであること
- (2) 県が、条例第20条第1項又は第2項の規定により質権を実行するときは、当該定期預金の解約ができるものであること

（分割預入時の預入方法の変更）

第3条 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例施行規則（令和4年鳥取県規則第19号。以下「規則」という。）第21条第1項ただし書きの規定により保証金を分割して預入している場合において、事業計画の変更（条例第9条第1項ただし書きに規定する変更を含む。）に伴う預入方法の変更は、同条第3項及び第4項の規定によるほか、次によるものとする。

- (1) 特定工事の期間が3年未満となる場合、事業者は、変更許可申請書等を提出する前に変更後の算定額に対する未預入額の全額を預入しなければならない。
- (2) 算定額が減少する場合（条例第21条第3項の規定により知事が保証金の減額を認める場合に限る。）又は分割額が増加若しくは減少する場合（算定額が増加しない場合に限る。）は、変更後の算定額に対する未預入額を残工事期間（1年未満の端数は切り捨てるものとする。）で除して得た額（1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とする。）を変更後の分割額とする。この場合において、変更後の算定額と既に預入した額及び預入予定額の合計額との間に差額が生じる場合は、最初に変更後の分割額を預入する際に、分割額に当該差額を合算した額を預入するものとする。

2 事業者は、保証金を分割して預入している期間中いつでも、未預入額全額を一括して繰り上げて預入することができる。

（保証金の公表）

第4条 条例第19条の規定による保証金の公表は、県ホームページに掲載することにより行うものとする。

(利息の取扱等)

第5条 保証金として質権を設定する債権は、定期預金の元本のみとする。

2 事業者は、保証金として預入した定期預金（以下単に「定期預金」という。）に発生する利息及び第9条の規定による質権の実行後に生じた残金を預入する普通預金口座等をあらかじめ開設しておくものとする。

(質権設定契約書)

第6条 条例第18条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合及び同条第5項の規定により準用する場合を含む。）の規定により県と事業者が締結する質権設定契約（以下単に「質権設定契約」という。）は、保証金に係る預金債権に関する質権設定契約書（様式第1号の1又は様式第1号の2）によるものとする。

2 県及び事業者は、条例第18条第5項に規定する保証金の額が増加する場合及び第3条により預入方法を変更する場合は、前項の契約を変更する契約を締結するものとする。

(対抗要件の具備)

第7条 事業者は、条例第18条第3項の規定により、前条の質権設定契約による質権の設定につき、県に対抗要件を備えさせるため、質権設定承諾依頼書（様式第2号）又は保証金を預入した金融機関（以下「預入先金融機関」という。）の所定書式により、定期預金に質権を設定することについて、預入先金融機関の承諾を得なければならない。

2 事業者は、前項の承諾を得た場合は、当該承諾書（以下「質権設定承諾書」という。）に公証人法（明治41年法律第53号）に基づく公証人による確定日付を取得しなければならない。

3 事業者は、前項の確定日付を取得した場合は、質権設定承諾書及び保証金の定期預金証書を県に引き渡さなければならない。

(預り証等)

第8条 県は、前条第3項の規定による定期預金証書の引き渡しを受けたときは、事業者に預り証（様式第3号）を交付するものとする。

(質権の実行)

第9条 県は、条例第20条第1項又は第2項の規定により質権を実行するときは、預入先金融機関に対して、質権を実行する旨を定期預金質権実行通知書（様式第4号）又は預入先金融機関の所定様式により通知し、当該金融機関から質権実行額に相当する金額の保証金の払い戻しを受けるものとする。

(質権設定契約の解除)

第10条 県は、条例第21条第1項の規定による質権設定契約の解除は、質権設定承諾書及び第7条第3項の定期預金証書を事業者に返還することにより行うものとする。

2 事業者は、前項の規定により定期預金証書の返還を受けたときは、県に対し、第8条の預り証を返還しなければならない。

(保証金の減額)

第11条 事業者は、条例第21条第4項の規定により保証金を減額するときは、減額後の保証金の額に相当する金額を定期預金として預入し、県と質権設定契約を締結し、及び当該質権について県に対抗要件を備えさせなければならない。

2 県は、前項の規定による預入が行われた場合は、事業計画の変更が行われる前に預入された定期預金の質権設定契約を解除するものとする。

3 前2項の減額前の保証金の質権設定契約の解除は、前条の例によるものとする。

保証金に関する事務処理要領の解説

- ◆保証金は定期預金よるものとしており、質権契約が解除されるまでの間は、定期預金が継続又は更新されるものであって、県が行政代執行の費用に充当する場合に解約できるものでなければならない。
- ◆中小企業者等が分割納付を行っている場合に、事業を縮小するしたときの取り扱いは以下のとおりとしている。

項目	取り扱い
特定工事の期間が3年未満となった場合	特定事業の変更に係る許可を申請するまでに、未納付分の保証金を預入すること。
保証金の算定額が減少、又は分割額が増加若しくは減少する場合	変更後の算定額に対する未納付額を残工事の期間で割った額を預入すること（差額は分割する最初の預入額で調整）。

- ◆質権を設定する債権は、定期預金の元本のみとし、利息については質権を設定しない。
- ◆事業者は、質権設定した定期預金について、県に対抗要件を備えさせるため、保証金を預入した金融機関の承諾を得た上で、公証人による質権の確定日を取得し、定期預金証書、質権設定承諾書を県に提出すること。県は、定期預金証書等の引き渡しを受けたときは預り証を事業者に交付する。
- ◆保証金を減額する場合は、減額後の保証金相当額を定期預金とし、県と質権設定契約を締結し、県に対抗要件を備え付けさせた場合に、県は減額前の保証金の質権を解除する。

1 保証金の対象事業

○事業者は、次に掲げる特定事業の実施に係る許可の申請に当たっては、あらかじめ保証金を知事と協議して定める金融機関に預入しなければならない。

	保証金の対象事業	事業例
1	斜面地で行う特定盛土に係る工事	斜面地で行う残土処分場又は宅地造成等
2	特定工作物に係る工事	風力発電事業、太陽光発電事業等

2 保証金の算定額

○保証金の額は、次に掲げる算定額のうち、いずれか高い額とする。

	算定区分	算定額（1万円未満の端数は切捨て）	
1	特定事業に係る工事費の総額の5%に相当する額	工事費の総額	90,500,000円
		工事費の総額の5%に相当する額	4,525,000円
2	事業区域の面積に1ha当たり200万円を乗じて算定した額	事業区域の面積	12,345㎡ (1.2345ha)
		1ha当たり200万円を乗じて算定した額	1.2345ha×200万円/ha = 2,469,000円
保証金の額			4,520万円

3 保証金の預入の額・預入先

○事業者の区分に応じた保証金の預入の方法については、以下のとおり。

対象行為	事業者の区分	特定工事の期間	預入する額		預入先
			許可申請まで	毎年3月末まで※2	
○斜面地に係る特定盛土	下記の者を含む事業者	—	保証金の全額	—	知事と予め協議をして決めた国内の金融機関
		3年未満		保証金の1/2の額（分割により切り捨てられた端数の額を含む）	
○特定工作物	中小企業※1 個人事業者	3年以上	保証金の1/2の額（分割により切り捨てられた端数の額を含む）	保証金の1/2の額を特定工事の期間の年数で除して得た額	

※1 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

⇒資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人で、製造業、建設業、運輸業等を主たる事業とする者。

※2 最終の預入では、特定工事の終了する6カ月前の日と年度末3/31のいずれかの早い日までとする。

第2章 盛土等及び斜面地の工作物の許可制度

分割による保証金の預入例		
対象行為	特定工作物に係る工事を行う事業	
事業者の区分	中小企業者	
特定工事の期間	3年7ヶ月(R4.10.31~R8.5.31)	
保証金 預入の額	申請まで	2,260,000円 (4,520,000円×1/2)
	1年目 (R5.3.31まで)	合 計： 754,000円 (分割額+差額) 分割額： 753,000円 (=2,260,000÷3) 差 額： 1,000円 (=2,260,000-753,000×3)
	2年目 (R6.3.31まで)	分割額： 753,000円 (=2,260,000÷3)
	3年目 (R7.3.31まで※)	分割額： 753,000円 (=2,260,000÷3)

※例の預入額の3年目期限は、最後に分割額を預入すべきものとされる期限の日(R7.3.31)と特定事業の期間の最終日の6月前(R7.11.31)を比較し、早い日(R7.3.31)となる。

4 質権設定契約の締結

- 保証金を預入した事業者は、特定事業の実施に係る許可を受けるまでに、当該保証金に係る預金債権の質権者を県とする質権設定契約を締結すること。
- 質権には、県に対抗要件を備えさせること。

預金債権	・銀行などの金融機関に対して寄託された金銭債権のこと。 ・預金には、普通預金や定期預金等があり、いずれも預金債権となる。
質権	・債権者がその債権の担保として債務者または第三者（物上保証人）から受取った物を債務の弁済があるまで留置し、弁済のない場合にはその物から優先弁済を受けることのできる担保物権をいう。（民法第342条）
質権者	・質権を有する者のこと。
質権設定契約	・債権の担保として保証金を債権者から預かり、保証金を行政代執行等に要する費用に充てることができる権利を設定する契約のこと。
対抗要件	・すでに効力の生じている事実または法律関係を第三者に主張するために必要な要件のこと。

5 許可事業者の地位を承継した者との質権設定契約の締結

- 許可事業者の地位を承継した者との質権設定契約の締結は、以下のとおりとする。

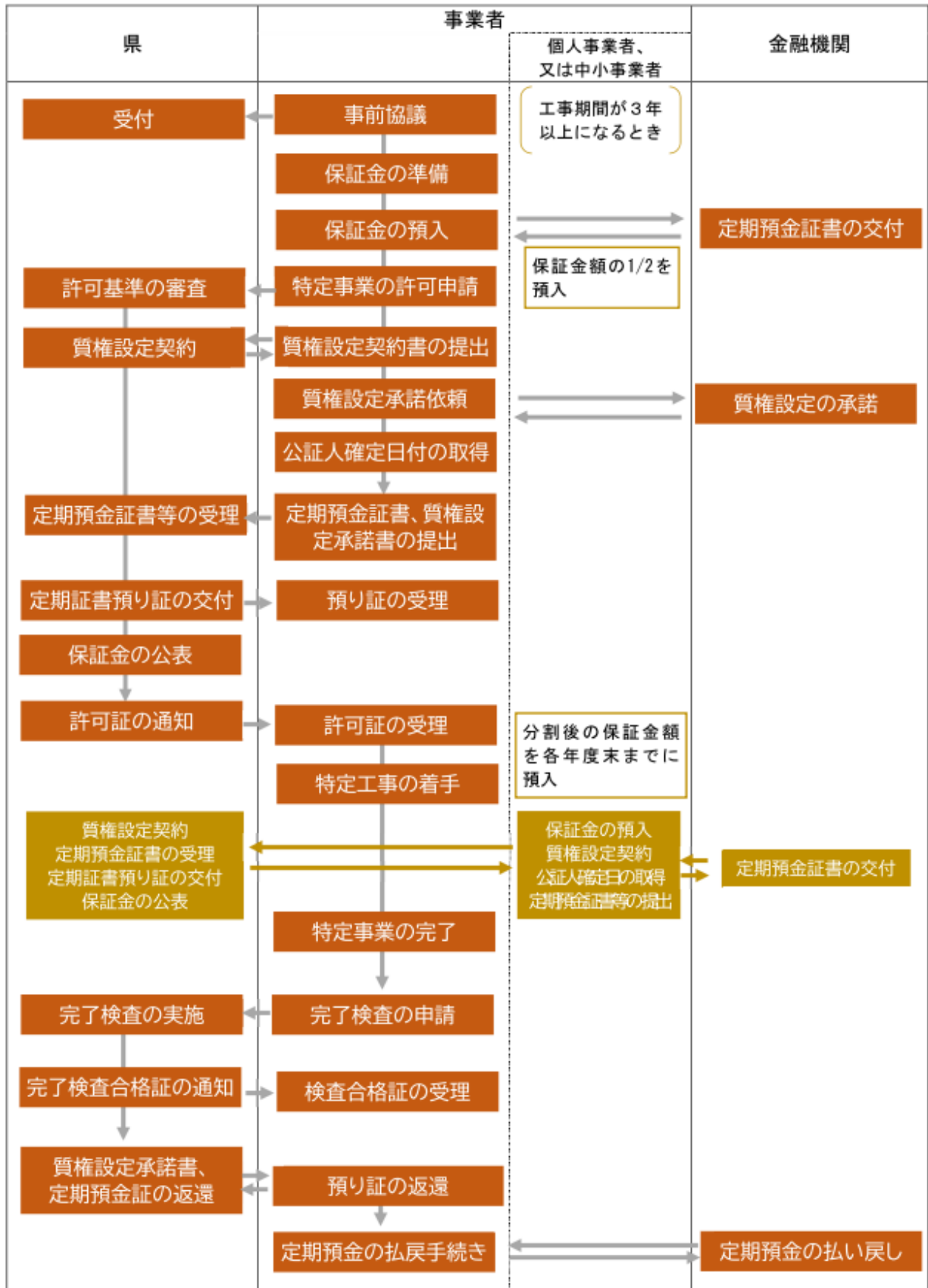
	地位を承継した際の状況	質権設定契約の締結
1	特定工事に着手していない場合	特定工事に着手するまで
2	特定工事に着手している場合	地位の承継の知事への届出を行った後直ちに

6 事業計画の変更に伴う保証金の増額

- 特定事業を実施している事業者が新たに事業計画を変更（軽微な変更を含む。）することにより、預入をすべき保証金の額が増額する場合、増加する額の預入及び質権設定契約の締結を行うこと。（預入額が10万円未満の場合は不要とする。）

保証金の額	保証金の算定例（単位：円）			
		当初額	変更増額	合計
特定事業に係る工事費の総額の5%相当額（1万円未満の端数切捨て）	工事費の総額（A）	90,500,000	90,500,000	181,000,000
	（A）の5%相当額	4,525,000	4,525,000	9,050,000
	保証金の額	4,520,000	4,530,000	9,050,000
保証金の預入例				
対象行為	特定工作物に係る工事を行う事業			
事業者の区分	中小企業者			
特定工事の期間	3年7ヶ月（R4.10.31～R8.10.31）			
事業計画の変更	変更の許可日（R5.10.1）変更後の工事期間3年1ヵ月（～R8.10.31）			
保証金預入の額 （単位：円）	期 限	当初	変更増額	合計
	申請まで	2,260,000	—	2,260,000
	1年目（R5.3.31まで）	754,000	—	754,000
	変更許可申請まで	—	2,265,000	2,265,000
	2年目（R6.3.31まで）	753,000	1,133,000	1,886,000
	3年目（R7.3.31まで※）	753,000	1,132,000	1,885,000
	合 計	4,520,000	4,530,000	9,050,000

「盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例」における保証金の手続きに関するフロー図
 (完了検査の合格後に保証金の質権設定を解除する場合)



「盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例」における保証金の手続きに関するフロー図
 (廃止時検査の合格後に保証金の質権設定を解除する場合)

